

第2次県男女共同参画基本計画 中間評価報告書

平成29年3月

鹿児島県 県民生活局 男女共同参画室

目 次

I 基本目標の評価

- 一人ひとりの人権が尊重され 1
- ・多様な生き方が選択でき、個性や能力が発揮できる社会づくり
- ・誰もが安心して暮らすことができる社会づくり

II 施策の評価（重点目標）

- ・重点目標 1 男女共同参画社会の形成を阻害する社会制度・慣行の見直し、意識の改革 5
- ・重点目標 2 男女共同参画を正しく理解し、社会のあらゆる分野において推進する教育・学習の充実 10
- ・重点目標 3 生涯を通じた男女の健康の保持・増進 14
- ・重点目標 4 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶 19
- ・重点目標 5 生活上の困難や課題に直面する人々が安心して暮らせる環境の整備 25
- ・重点目標 6 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 29
- ・重点目標 7 男女ともに能力を発揮できる就業環境の整備促進 35
- ・重点目標 8 仕事と生活の調和を図るための環境づくりの促進 38
- ・重点目標 9 男女共同参画の視点に立った地域づくり活動の推進 43

III 施策の評価（戦略的取組）

- ・戦略的取組の全般的評価 46
- ・戦略的取組① 子どもの頃から男女共同参画の理解を深めるための教育現場における取組の推進 47
- ・戦略的取組② 産業分野における女性の活躍の促進 49
- ・戦略的取組③ 男性の固定的役割分担意識の解消と仕事と家庭・地域活動との調和のための意識啓発と環境整備 51
- ・戦略的取組④ 女性が働き続けることができる、暮らしていけるための雇用の問題解消等セーフティネット機能の充実 53
- ・戦略的取組⑤ 配偶者等からの暴力被害者に対する切れ目のない支援の充実 55
- ・戦略的取組⑥ 誰もが出番と居場所のある地域づくり活動の促進 57

IV システムの評価（県の推進体制）

- ・推進体制の充実度 59

V システムの評価（協働による男女共同参画社会づくりの推進）

- ・協働による進展度 61

VI 数値目標

- ・数値目標を設定した33項目（うち他の19の数値目標）達成度 63

○「第2次鹿児島県男女共同参画基本計画」体系図

基本目標

一人ひとりの人権が尊重され

○多様な生き方を選択でき、個性や能力が発揮できる社会づくり

○誰もが安心して暮らすことができる社会づくり

重点目標

- 1 男女共同参画社会の形成を阻害する社会制度・慣行の見直し、意識の改革
- 2 男女共同参画を正しく理解し、社会のあらゆる分野において推進する教育・学習の充実
- 3 生涯を通じた男女の健康の保持・増進
- 4 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶
- 5 生活上の困難や課題に直面する人々が安心して暮らせる環境の整備
- 6 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- 7 男女ともに能力を発揮できる就業環境の整備の促進
- 8 仕事と生活の調和を図るための環境づくりの促進
- 9 男女共同参画の視点に立った地域づくり活動の推進

施策の方向

- ①男女共同参画の視点に立った制度や慣行の見直し
②広報・啓発活動を通じた男女共同参画についての理解促進
③男女共同参画に関する調査研究、情報収集・提供の充実
④メディアにおける男女共同参画の推進とメディア・リテラシーの向上
- ①学校等における人権尊重と男女平等を推進する教育の充実
②家庭や地域における男女共同参画の理解促進
③多様な選択を可能にする教育及び能力開発・学習機会の充実
- ①生涯を通じた男女の健康支援
②妊娠・出産等に関する健康支援と性に関する正しい理解の促進
③性感染症・薬物乱用、喫煙・飲酒対策の推進
④女性の医療関係者が能力を発揮しやすい環境の整備
⑤健康づくりのための生涯にわたるスポーツ活動の推進
- ①暴力の根絶に向けた社会基盤づくり
②配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援の推進
③性犯罪への対策の推進
④子どもに対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進
⑤売買春・人身取引対策の推進
⑥セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
- ①ひとり親家庭等への支援
②困難な状況に置かれた若者などの自立に向けた支援
③高齢者が安心して暮らせる環境の整備
④障害者が安心して暮らせる環境の整備
⑤外国人が安心して暮らせる環境の整備
⑥その他複合的に困難な状況に置かれている人々の支援
⑦子どもが安心・安全に暮らせる環境の整備
⑧災害により困難に直面する男女のニーズへの配慮と女性の参画の拡大による防災・災害復興対策の推進
- ①行政分野における女性の参画の拡大
②教育分野における女性の参画の拡大
③雇用分野における女性の参画の拡大
④農林水産業・商工業等自営業の分野における女性の参画の拡大
⑤その他の分野における女性の参画の拡大
⑥女性の人材育成及び人材情報の整備
- ①雇用分野における男女の均等な機会と待遇の確保
②農林水産業・商工業等自営業の分野における就業環境の整備及び女性の経営参画の促進
③女性の能力発揮のための支援
- ①仕事と生活の調和を図るための社会的気運の醸成と環境整備
②多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援
- ①地域における男女共同参画推進の基盤づくり
②男女共同参画の視点に立った地域コミュニティ活動等様々な地域づくり活動の促進

戦略的取組

- ① 子どもの頃から男女共同参画の理解を深めるための教育現場における取組の推進
- ② 産業分野における女性の活躍の促進
- ③ 男性の固定的性別役割分担意識の解消と仕事と家庭・地域活動との調和のための意識啓発と環境整備
- ④ 女性が働き続けられることができ、暮らしていけるための雇用の問題解消等セーフティネット機能の充実
- ⑤ 配偶者等からの暴力被害者に対する切れ目のない支援の充実
- ⑥ 誰もが出番と居場所のある地域づくり活動の促進

推進のあり方

県の推進体制

- ①男女共同参画審議会、男女共同参画推進本部等の機能発揮
- ②県男女共同参画センターの機能の充実
- ③男女共同参画の施策に関する申出制度の適切な運用
- ④数値目標の達成に向けた具体的な取組
- ⑤施策の進行管理の徹底
- ⑥計画の評価及び施策への確実な反映

連携・協働

市町村・男女共同参画地域推進員・県民・NPO等・事業者

I 基本目標の評価

- (基本目標) 一人ひとりの人権が尊重され
○多様な生き方が選択でき、個性や能力が発揮できる社会づくり
○誰もが安心して暮らすことができる社会づくり

1 評価

- ① 「男女の人権の尊重」の理念が県民一人ひとりの意識に深く浸透することを目指し、固定的な性別役割分担意識に基づく社会制度・慣行の見直しを進めるため、男女共同参画社会に関する情報の収集・提供や広報・啓発を行うとともに、市町村担当者への研修等を実施した結果、全市町村で男女共同参画基本計画が策定された。(H28.4.1現在)
また、平成28年度の県民意識調査では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」といった考え方を否定する人の割合が、肯定する人の割合を初めて上回り、県民の意識に変化がみられた。一方、男女の地位の平等感については、「社会通念、慣習・しきたりなど」、「家庭の中」、「地域社会の中」、「職場の中」において、依然として男性の方が優遇されているという回答割合が多くなっている。
- ② 「子どもたちの男女共同参画学びの広場事業」を通じて、子どもたちはもとより、学校・家庭・地域が一体となり地域全体で人権意識の醸成が図られ、また、男女共同参画をテーマにセミナーを実施する公立高校の割合は、数値目標の達成に向け順調に推移している。
- ③ 「生涯を通じた男女の健康の保持・増進」を図るため、性差を考慮した医療環境づくり、母子保健対策、周産期医療体制の整備、カウンセリング体制の充実などを推進したほか、男女の健康をおびやかすエイズ・性感染症の予防や、県民や中高生に対する薬物乱用・喫煙・飲酒の有害性に関する正しい知識の普及・啓発等に取り組んだ。
これらの取組等により、性感染症の報告数の減少、学校における薬物乱用教室の実施率の向上のほか、県、市町村、関係団体、公共交通機関での禁煙・分煙の取組が進むなど、一定の効果が上がった。
- ④ 「配偶者等からの暴力」については、「県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」に基づき、県女性相談センターを中核とした県内14か所の配偶者暴力相談支援センター及び警察等が連携して取組の強化を図り、相談、一時保護、自立支援のための情報提供など被害者の支援に取り組んだ。「女性に対する暴力をなくす運動」期間を中心に県民に対する意識啓発に取り組むとともに、各相談機関において相談員の資質向上や女性相談員の配置を図るなど相談体制の充実に努めた。
性犯罪等への対策については、関係機関・団体が協定を締結し、ワンストップ支援センターの機能を担う「性暴力被害者サポートネットワークかごしま」を設立した。
これらの取組により、女性に対する暴力への社会の認識は高まりつつあるものの、偶発者暴力相談支援センターへの相談件数や警察における暴力事案の認知件数は依然として高い水準にあり、平成28年度の県民意識調査によると、女性の3人に1人が「配偶者や親しい異性から暴力や嫌がらせ等を受けた経験」があったと答えており、女性に対する暴力への対策はいまだ十分とは言えない状況にある。
また、市町村における取組については、全市町村で総合調整担当課及び相談窓口担当課が定められたほか、5市町において配偶者暴力相談支援センターが設置されるなど取組が進展してきているものの、DV基本計画を策定した市町村は28市町と数値目標の達成には至っていない。
- ⑤ 様々な困難な状況に直面している人々が安心して暮らせるように社会のあらゆる分野において男女共同参画の視点を踏まえた取組の推進が必要である。このため、ひとり親家庭に対する経済的支援や就業相談・就業支援等を行うとともに、子ども・若者の自立支援に向けて学校や地域、行政が連携して相談・支援の充実を図った。
また、高齢者の自立した健康で安心な暮らしを支えるために、就業や社会参加の支援、経済的、生活的自立を支える制度や環境の整備に努めるとともに、男女の違いに配慮した医療・介護予防への取組や、家族介護者等の介護負担の軽減に向けた介護支援の充実等に努めた。

- ⑥ 社会のあらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画が促進されるよう、人材の育成や情報の収集・提供に取り組んだ結果、県の審議会等への女性委員の登用率や女性農業経営士の認定者数は着実に増加したが、行政分野や教育分野における女性管理職の割合は依然として全国平均より低い。
- 平成28年度の県民意識調査では、各分野で女性のリーダーを増やす際の障害について、保育・介護等の公的サービスの不足に加え、夫の家庭での支援不足、長時間労働、男性の上司等の理解不足を挙げる意見が多い一方で、「女性が職業を持つ意識」については、「子どもができて、就業を継続する」と回答した割合が、「子どもができたなら職業をやめ、子どもが大きくなったら再び職業をもつ方がよい」という回答の割合を初めて上回るなど、就業に対する意識の変化がみられる。
- また、「女性活躍推進」かごしま県民フォーラムの開催や事業所へのアドバイザー派遣を契機として、女性活躍の推進の気運が高まり、多様な主体による連携体制の構築や県内で働く女性を対象とした女性ワーキンググループの設置につながった。
- ⑦ 労働関係法令や諸制度についての普及・啓発、再就職等に関する情報の提供、事業所等における仕事と家庭の両立支援の取組の促進等により、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）という考え方の普及・啓発が図られ、「かごしま子育て応援企業」の登録数が着実に増加している。
- 平成28年度の県民意識調査においては、現実・希望ともに「仕事と家庭生活をともに優先している（したい）」人の割合が最も高くなっており、仕事と生活の調和に向けた企業等の取組を一層推進する必要がある。
- ⑧ 県男女共同参画センターの機能の充実、男女共同参画地域推進員など地域で男女共同参画を推進する人材の育成や団体の活動支援、市町村やNPO等との連携・協働により、地域における男女共同参画推進の基盤づくりを進め、男女共同参画の視点に立った地域づくり活動が推進された。しかし、平成28年度の県民意識調査では、地域社会の中で男女平等であると感じている人の割合は約3割に過ぎず、依然として女性の多くが不平等と感じており、国と比較しても、その割合が特に低いことから、不平等間の解消が課題である。
- ⑨ 第2次県男女共同参画基本計画では、新たに「戦略的取組」として6項目を位置付けて、関係部局が横断的に連携を図りながら重点的に取り組んでいる。
- 「子どもの頃から男女共同参画の理解を深めるための教育現場における取組の推進」については、「子どもたちの男女共同参画学びの広場事業」を主要事業として、教育委員会や男女共同参画地域推進員等と連携、協働し、学校・家庭・地域が一体となった取組を通じて、子どもたちの人権意識や男女平等意識の醸成が図られている。また、子どもたちの学びをきっかけとして大人の意識が変わり、「誰もが出番と居場所のある地域づくり活動の促進」のための実施事業につながるなど、戦略的取組の有機的な連携が図られている。今後さらに、実施範囲の拡大を図り、県内の各地域で取組を拡大するため効果的な取組を推進する必要がある。
- また、「産業分野における女性の活躍の促進」、「男性の固定的性別役割分担意識の解消と仕事と家庭・地域活動との調和のための意識啓発と環境整備」、「女性が働き続けることができる、暮らしていけるための雇用問題解消等セーフティネット機能の充実」については、戦略的取組として位置付けて展開している各種施策が基盤となり、平成27年8月に制定された、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）に基づく、働く女性の活躍に資する取組の推進が図られつつあり、今後さらに取組を加速化する必要がある。
- 「配偶者等からの暴力被害者に対する切れ目のない支援の充実」については、配偶者暴力相談支援センター、警察、市町村、関係機関・団体等とのネットワークの強化や相談員等の資質向上を進めているが、平成28年度の県民意識調査の結果によると、配偶者等からの暴力は依然として深刻な状況であり、配偶者等からの暴力被害者に対する切れ目のない支援のさらなる充実を図る必要がある。
- ⑩ 基本計画の推進体制については、副知事を本部長とする県男女共同参画推進本部会議や県男女共同参画審議会等により、関連施策の進行管理や基本計画の総合的評価の枠組み等が決定され、数値目標の進捗状況の把握など、県全体で総合的かつ計画的に取組を進めることができた。
- また、男女共同参画を推進する総合的施設である県男女共同参画センターにおいて、男女共同参画に関する広報・啓発や情報の収集・提供、学習の場の提供を行ったほか、

県内各地域で男女共同参画を推進する人材の育成，男女共同参画社会の形成を阻害する行為に関する相談対応などに取り組んだ。

- ⑪ 協働による男女共同参画社会づくりの推進については，市町村と連携して情報や研修機会の提供，広報・啓発等を実施したほか，事業者やNPO，女性団体との協働により，街頭キャンペーンや研修会など多くの事業を実施した。
また，男女共同参画地域推進員については，平成28年4月1日現在で28市町村に79名が委嘱されており，それぞれの地域で男女共同参画社会の実現に向けて活動する人材が育成され，地域における男女共同参画の推進が図られ，県民の男女共同参画に関する理解の浸透が図られた一方で，地域推進員が委嘱されていない地域も残っている。

2 今後の方向性・検討事項

- ① 固定的な性別役割分担意識は変わりつつあるもののいまだに根強く残っており，男女の地位の不平等感も解消されていないことから，男女共同参画社会に関する広報・啓発や学校における男女平等教育，行政・教育機関における人材の育成などを進め，男女の地位の不平等感の解消に努める必要がある。
- ② 子どもを産む・産まないにかかわらず，女性には，思春期，妊娠・出産期，更年期，高齢期等人生の各段階に応じた健康上の問題があることから，女性の健康に関する知識の普及・啓発を図るとともに，どの地域においても安心・安全に生活できるような医療体制の整備や経済的支援の充実を図る必要がある。
また，「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）の考え方が社会全体に十分に認識されていないことから，引き続き普及啓発を図っていく。
- ③ 女性に対する暴力は，犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり，その根絶に向けて努力を続けていく必要があることから，引き続き，民間団体等との協働による普及啓発，若年層を対象とする予防啓発に取り組むとともに，相談員等の資質向上や相談窓口の周知を図っていく。また，配偶者等からの暴力については，関係機関が連携し，相談から保護，自立支援に至るまでの切れ目ない支援体制の構築を行っていく。
- ④ 母子家庭，高齢者，障害者及び一人暮らし世帯等で地域から孤立する可能性がある人や世帯など生活上の困難や課題に直面している人々が安心して暮らせるよう，就業や社会参加の支援を行うとともに，自立した生活を支える環境整備等に取り組む必要がある。
生活困窮者の支援については，平成28年4月に設置したワンストップ窓口である「大隅くらし・しごとサポートセンター」において，相談対応をはじめ，関係機関や事業所と連携しながら，生活保護に至る前段階の生活困窮者に対して関係機関が連携して相談対応や就労支援に取り組むことにより，自立促進に努めていく。
防災対策においては，市町村の地域防災計画や避難所管理運営マニュアルの策定等に当たって女性の参画の拡大を図り，女性の人権に配慮したものとなるよう促すなど，男女双方の視点に十分に配慮した対策を推進していく。
- ⑤ 様々な分野で女性の参画は進んできているものの，政策・方針決定過程における女性の参画はいまだ少なく，女性の意思を十分に反映できる状況にあるとは言えないことから，県，市町村職員及び教職員における女性職員の登用促進をはじめ，社会の様々な分野において女性の参画が促進されるよう努めていく。
- ⑥ 男女がともに地域で生活する者としての視点に立ち，課題の解決や地域の活性化を図っていくことが重要であることから，引き続き，男女共同参画地域推進員や行政，自治会，ボランティア，NPO，企業など地域の多様な主体が協働して地域課題の解決に向けた取組を行い，男女共同参画の視点に立った地域づくりを進めていく。
また，男女共同参画の学習について中心的機能を有する県男女共同参画センターにおいては，遠隔地域で男女共同参画に関する学習機会を確保するため，今後とも，アウトリーチの拡充に努めていく。
- ⑦ 「戦略的取組」として，「子どもの頃から男女共同参画の理解を深めるための教育現場における取組の推進」については，県が力を入れるべきこととして，平成28年度の県民意識調査の結果においても，「子どもの頃から，男女の平等や相互の理解・協力についての学習を充実させる」との回答が前回同様に最多となっており，引き続き「子ど

もたちの男女共同参画学びの広場推進事業」として内容を充実して取り組む。

また、「産業分野における女性の活躍の促進」、「男性の固定的性別役割分担意識の解消と仕事と家庭・地域活動との調和のための意識啓発と環境整備」、「女性が働き続けることができ、暮らしていけるための雇用の問題解消等セーフティネット機能の充実」については、「女性活躍推進法」に基づき策定する県の女性活躍の推進計画において、企業トップや管理職等の意識改革や起業などを含めた女性の能力発揮のための支援、仕事と家庭生活の両立のための環境整備、男性の意識改革と家事・育児等への参画促進などに取り組んでいく。

「配偶者等からの暴力被害者に対する切れ目のない支援の充実」については、今後とも、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」及び「鹿児島県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」に基づき、関係機関が連携を強化し、早期発見、相談、保護、生活・就業等の支援など、被害者の相談対応、保護から自立まで切れ目のない支援を行っていく。

「誰もが出番と居場所のある地域づくり活動の促進」については、具体的事業を毎年度実施することができるよう検討し、他地域への成果の波及やNPO等の活動支援等を行い、誰もが出番と居場所のある地域づくり活動が促進されるよう支援していく。

- ⑧ 男女共同参画社会の形成には、各重点目標に掲げた施策を総合的に展開するとともに、あらゆる施策に男女共同参画の視点を反映することが必要であり、県の施策のみならず、市町村や民間団体等が連携して県全体で取組を推進していくことが重要である。このため、県男女共同参画推進本部を中心とした推進体制の強化を図るとともに、県男女共同参画センター機能の充実を図っていく。

県男女共同参画地域推進員の全市町村での設置を目指し、市町村と連携して人材の発掘・育成に努めるとともに、引き続き連絡会議等の開催により地域推進員の資質向上に努め、市町村との連携・協働が円滑に行えるよう支援していく。併せて、地域の多様な団体が連携・協働できる体制を整備するとともに、地域推進員を核として、市町村やNPO、自治会など地域の団体等と連携・協働し、男女共同参画の視点に立って地域や住民の課題を把握し、解決するための実践的活動を進めていくこととする。

また、計画に記載されている数値目標の進捗状況を的確に把握するとともに、国の第4次基本計画や中間評価の結果を踏まえ、新たに設定すべき数値目標についても検討する。

Ⅱ 施策の評価（重点目標）

（重点目標１）男女共同参画社会の形成を阻害する社会制度・慣行の見直し、意識の改革

1 評価

- ① 男女の地位の不平等感を解消し、男女が能力を十分に発揮でき、多様な生き方を選択できる柔軟な社会の仕組みづくりを進めるため、「鹿児島県男女共同参画センター」等において、男女共同参画社会に関する認識を深め、定着させるための広報・啓発活動が行われた。これまで、県男女共同参画センター事業の利用が少なかった男性や若い世代等の参加が増えるとともに、幅広い分野における男女共同参画への関心が高まり、理解の浸透が図られた。
- ② 男女に中立に機能しない場合がある社会制度や慣行の見直しに繋がるよう、男女共同参画の現状に関する情報を収集し、関係機関や県民等への提供が行われた。また、男女共同参画行政担当者への研修や市町村への男女共同参画基本計画策定を要請する際に男女共同参画の重要性について説明を行い、理解促進を図ったことから、平成28年4月1日時点で県内全市町村において男女共同参画基本計画が策定された。
- ③ 各種の啓発や家庭教育、人権教育等の取組等により、平成28年度の県民意識調査では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方（「性別による固定的な役割分担意識」）について、初めて否定する人の割合が肯定する人の割合を上回った。また、「家庭における夫婦の役割分担」に関する項目について、平成23年度と比べて改善されており、県民の男女共同参画に対する理解が浸透し、家庭における男女共同参画の取組が促進された。
- ④ 女性が職業を持つことについて、「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」と考える人の割合が、平成23年度調査の29.9%から、平成28年度は41.4%となり、初めて「子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業を持つ方がよい」という回答の割合を上回った。
- ⑤ 県において男女共同参画に関する職場研修を実施した所属の割合を平成26年度までに100%とする数値目標を達成することができた。

2 今後の方向性・検討事項

- ① 男女共同参画の推進体制を整備し、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策について、毎年度、男女共同参画の視点を踏まえた進行管理を行い、性別による差別的な取扱いや性別に起因する人権侵害等により男女共同参画社会の形成を阻害するおそれのある県の施策については、迅速かつ適切に見直しを行っていく。
- ② 社会的性別（ジェンダー）に起因する県民の様々な問題や悩みに対応するため、保健・医療・福祉分野の相談窓口はもとより、教育や警察など様々な分野の相談窓口においても男女共同参画の視点を踏まえた相談体制の充実が図られるよう取り組んでいく。
- ③ 「男女共同参画社会」という用語を知っている人の割合について、平成23年度の40.5%から平成28年度の県民意識調査では72.0%となった。数値目標は平成29年度までに100%であり、さらに周知に努める必要がある。一方、地域における男女共同参画の拠点である県男女共同参画センターの事業を知っている人の割合については減少している。県男女共同参画センターにおいて県民の多様なニーズに応える学習機会の提供及び問題解決型の実践的な講座の実施や離島などセンターから遠隔の地域における学習機会を今後も引き続き確保し、男女共同参画社会に関する知識や認識を深め、定着させる必要がある。

- ④ 「男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し」に向けて、引き続き、地域や社会における制度や慣行の調査・情報提供、男女共同参画社会に関する広報・啓発の推進、公的機関の作成する広報・出版物等の表現に関する配慮に取り組んでいくとともに、男女別データの把握などジェンダー統計の充実に努めていく。
- ⑤ 公的広報・出版物の作成に当たっては、男女の多様性やバランスに配慮し、性別のイメージの固定化につながらないような表現となるよう留意する必要があることから、県・市町村の新規採用職員研修や職場研修などの各種研修会等の機会を捉えて、「男女共同参画の視点からの公的広報の手引（内閣府，平成16年3月発行）」を活用し、男女共同参画に関する認識が深められるよう引き続き取り組んでいく。
- ⑥ 男女の地位の平等感については、平成28年度の県民意識調査では「学校教育の中で」や「法律や制度で」では、「平等」という回答が多いが、「社会通念、慣習・しきたりなどで」、「家庭の中で」、「地域社会の中で」、「職場の中で」では依然として男性の方が優遇されているという回答割合が多くなった。平成28年度の内閣府調査と比べてまだ低い状況にあることから、性別による役割分担等に基づいて社会的に定められた仕組みや慣行の見直しに繋がるような、幅広い観点から男女共同参画の現状に関する情報の更なる収集に努める必要がある。

3 目標達成に向けた具体的事例

【男女共同参画の視点に立った制度や慣行の見直し】

- ① 男女共同参画の現状に関する情報の提供に当たっては、国や他県との比較などにより、本県の男女共同参画の進展状況が的確に把握されるよう留意した。

【広報・啓発活動を通じた男女共同参画について理解・促進】

- ② 民間団体との協働により、県男女共同参画週間（7/25～7/31）を中心に、男女共同参画について自分事として実感できる参加型の啓発活動を集中的に実施したことで、男女問わず幅広い年代の一般県民に対して効果的な男女共同参画の普及・啓発を図ることができた。

【広報・啓発活動を通じた男女共同参画について理解・促進】

- ③ 男女共同参画センターの事業内容等の情報を掲載した情報紙「鹿児島県男女共同参画センターだより」を発行し、公共機関、学校、企業に配布した。また、男女共同参画に関する図書やビデオを収集・整備し、県民への閲覧・貸出を行った。

【男女共同参画に関する調査研究、情報収集・提供の充実】

- ④ 「県政かわら版」や「グラフかごしま」で使用する挿絵や写真の選定、テレビ番組制作に当たっては、男女の職業や役割のイメージを固定化しないよう配慮した。

4 参考データ

【重点目標1 数値目標】

項目	策定時	現状	目標値	
	(年度)	(年度)	数値	年度
「男女共同参画社会」という用語を知っている人の割合	40.5% (H23年度)	72.0% (H28年度)	100%	29
「県男女共同参画センター」を知っている人の割合	30.7% (H23年度)	30.6% (H28年度)	50%	29
県において男女共同参画に関する職場研修を実施した所属の割合	—	100.0% (H26年度)	100%	26
男女共同参画計画の策定市町村の割合	51.2% (H23年度)	100.0% (H28年度)	100%	26

〔男女共同参画の推進に関する施策の総合的・計画的実施〕

○ 男女の地位の平等感（県民意識調査 ※1）

※男女平等であると感じる人の割合

	H23	H28	H28(内閣府) ※2
家庭の中で	38.6%	39.0%	47.4%
男性	47.5%	49.4%	53.8%
女性	32.2%	32.6%	41.9%
学校教育の中で	64.4%	60.7%	66.4%
男性	70.5%	65.9%	70.1%
女性	60.6%	58.9%	63.3%
職場の中で	27.6%	25.6%	29.7%
男性	32.6%	31.6%	31.6%
女性	24.2%	22.1%	28.2%
地域社会の中で	29.6%	29.1%	47.2%
男性	37.9%	37.8%	50.0%
女性	23.5%	23.6%	44.8%
法律や制度で	43.4%	39.2%	40.8%
男性	56.8%	51.4%	48.9%
女性	33.9%	31.5%	34.0%
社会通念、慣習、しきたりなどで	15.9%	16.7%	21.8%
男性	22.2%	22.8%	24.2%
女性	11.3%	12.6%	19.8%

※1 県民意識調査…「男女共同参画に関する県民意識調査」（以下、同じ）

※2 H28(内閣府)…「男女共同参画社会に関する世論調査」（以下、同じ）

○ 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方（県民意識調査）

	H23	H28	H28(内閣府)
「賛成」、「どちらかといえば賛成」と答えた人の割合	52.9%	45.8%	40.6%
男性	57.0%	51.4%	44.7%
女性	49.6%	42.5%	37.0%

○ 女性が職業をもつことについての意識（県民意識調査）

	H23	H28	H28(内閣府)
「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」と考える人の割合	29.9%	41.4%	54.2%
男性	31.3%	42.8%	52.9%
女性	29.0%	41.4%	55.3%

○ 職場における性別による処遇の違い（県民意識調査）

	H23	H28
「特に性別により処遇が異なっていることはない」と答えた人の割合	44.1%	45.2%
男性	40.4%	45.3%
女性	47.4%	45.0%

〔広報活動を通じた男女共同参画に関する普及・啓発〕

○ 男女共同参画関連用語の周知度（県民意識調査）

※「よく知っている、聞いたことがある」と答えた人の割合

用語	H23	H28
男女共同参画社会	40.5%	72.0%
男性	—	76.5%
女性	—	71.0%
男女共同参画社会基本法	40.5%	48.3%
男性	43.2%	52.9%
女性	38.4%	46.5%
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）	75.3%	84.7%
男性	75.9%	86.3%
女性	75.1%	86.3%
女子差別撤廃条約	38.8%	51.0%
男性	41.3%	52.2%
女性	36.9%	51.8%
男女雇用機会均等法	78.6%	83.5%
男性	81.6%	87.6%
女性	76.5%	83.3%
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）	—	50.5%
男性	—	53.7%
女性	—	49.6%
積極的改善措置（ポジティブ・アクション）	20.7%	28.2%
男性	23.2%	31.0%
女性	18.6%	27.0%
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）	31.6%	46.9%
男性	34.5%	50.8%
女性	29.6%	45.5%
ダイバーシティ	—	21.8%
男性	—	25.6%
女性	—	19.5%
ジェンダー	29.0%	34.4%
男性	30.7%	36.0%
女性	27.9%	34.4%
鹿児島県男女共同参画推進条例	27.3%	32.1%
男性	27.8%	35.6%
女性	27.0%	30.7%
鹿児島県男女共同参画基本計画（2次）	30.9%	22.4%
男性	32.2%	25.8%
女性	30.1%	20.6%
鹿児島県男女共同参画センター	30.7%	30.6%
男性	—	31.0%
女性	—	31.2%

〔県及び市町村職員の男女共同参画に関する理解促進〕

○ 市町村における男女共同参画に関する計画の策定状況〔平成26年度目標：100%〕

H24	H28	全国平均(H28)	数値目標(H26)
53.5%	100%	73.8%	100%

〔男女共同参画の現状等に関する情報等の収集・提供〕

○ 県男女共同参画センターの認知・利用経験（県民意識調査）

※「知っている、利用したことがある」と答えた人の割合

	H23	H28
「意識啓発・人材育成事業（セミナーや講座、イベント、展示等）」について	30.7%	13.9%
「相談事業（電話相談・面接相談等）」について	31.6%	10.4%
「情報提供事業（センターだより、図書等）」について	28.1%	12.1%

【参考】事業・取組担当課による一次評価（自己評価）集計結果

(1) 事業・取組数 37

(2) 集計表

項 目	評 価			
	A	B	C	D
① 事業・取組は、「重点目標」・「施策の方向」に沿って進捗しているか。	24	13		
② 「重点目標」・「施策の方向」の達成に向けたポイントは、「重点目標」・「施策の方向」の達成に十分、反映されたか。	15	22		
③ 事業・取組は、次に掲げる「男女共同参画の基本理念」の実現に貢献できたか。〔複数選択可〕				
1 男女の人権の尊重	30	6		
2 社会における制度又は慣行についての配慮	30	6		
3 政策等の立案及び決定への共同参画	20	3		
4 家庭生活における活動と他の活動の両立	26	6		

※ 4段階評価について

- ① 順調に進捗している…A 概ね順調に進捗している…B
あまり進捗していない…C 進捗していない…D
- ② 十分反映された…A 概ね反映された…B あまり反映されなかった…C
反映されなかった…D
- ③ 十分に貢献した…A 一定の貢献ができた…B あまり貢献できなかった…C
貢献できなかった…D

**(重点目標2) 男女共同参画を正しく理解し、社会のあらゆる分野において推進
する教育・学習機会の充実**

1 評価

- ① 教育現場における課題を踏まえ、生徒や教職員を対象に、それぞれ専門家による講演会等により男女共同参画の正しい理解と男女共同参画の視点に立った教育の推進につなげることができた。平成28年度の県民意識調査では、学校教育の場において男女平等であると感じる人の割合は、他の分野に比べ相対的に高い水準となっている。
- ② 様々な分野での男女共同参画社会に関する教育・学習を充実させるため、学校における男女共同参画の推進や、多様な生き方の選択と自立を支援する学習・相談機能の充実が図られるとともに、家庭生活や地域社会における人権尊重に基づいた男女平等の意識を高めるための学習機会の提供が行われた。小・中学校への講師派遣事業や中学生のインターンシップ事業（職場体験学習の実施率100%）では、専門的な外部講師の講演等や就労体験を行うことで、児童生徒の進路選択意識がはぐくまれた。
- ③ 地域において男女共同参画を推進する仕組みとして設置された男女共同参画地域推進員については、平成28年4月1日現在で28市町村に79名が委嘱されており、それぞれの地域で男女共同参画社会の実現に向けて活動する人材が育成された。
- ④ 平成28年度の県民意識調査では、男女共同参画社会の形成に向けて県が力を入れるべきことについては、「子どもの頃からの男女平等についての学習の充実」、「仕事と家庭の両立できる就労環境づくり」、「保育の施設・サービス等の充実」という回答が多かった。県男女共同参画センターで行う男女共同参画をテーマにセミナーを実施する公立高校の割合は、数値目標達成に向け順調に推移している。

2 今後の方向性・検討事項

- ① 平成28年度に実施した県民意識調査では、学校教育の場において男女平等と感じる人の割合が平成23年度調査と比較して3.7%減少しているが、男女共同参画社会の実現には、教育・学習の果たす役割が極めて重要であることから、引き続き、学校教育において、児童・生徒の発達段階に応じた、人権の尊重、男女の平等、男女の相互理解の重要性等についての指導の充実を図るとともに、各人が持っている能力や個性を生かして主体的に生きる力の育成を図るための取組に努めていく。
- ② 男女共同参画地域推進員や市町村男女共同参画担当課、県・市町村教委と協働し、地域が一体となった意識啓発を行っていくことで各地域に男女共同参画の意識を定着させていく必要がある。
- ③ 県男女共同参画センターでは、遠隔地域における男女共同参画に関する学習機会を確保するためのアウトリーチの継続・拡充に努めるとともに、特に家庭生活や地域社会への男性の参画を重視した広報・啓発活動の展開や若年層への理解の浸透を図っていく。
- ④ 男女の多様な生き方の選択と自立を支援するため、引き続き、県男女共同参画センターにおいて男女共同参画に関する学習や自己啓発等の機会の提供に努めるとともに、生き方や仕事の悩みに関する相談に応じていく。学習や自己啓発等の機会の提供に当たっては、女性のエンパワーメントの機会の提供、男性にとっての男女共同参画の意義と責任の理解、家庭・地域等への参画促進を重視した啓発活動の展開、若年層への理解の浸透といった点にも留意する。

3 目標達成に向けた具体的事例

〔学校等における人権尊重と男女平等を推進する教育の充実〕

- ① 県男女共同参画センターにおける学校等への男女共同参画セミナーでは、高校生等を対象に、男女共同参画の視点からデートDV等暴力の未然防止や働き方・生き方、人権問題等をテーマにした講座を行った。

〔家庭や地域における男女共同参画の理解促進〕

- ② 県男女共同参画センターでは、地域住民や保護者等を対象に、専門家による男女共同参画の視点に立ったワークショップや講演等により、男女共同参画の正しい理解の促進を図り、同和問題をはじめとする様々な人権問題や子育てに悩みを抱える保護者等に対する相談に対応した。
- ③ 多様化する家庭の様々な状況に対応するため、相談対応だけでなく、専門機関との連携、家庭教育情報の収集・提供、効果的な学習機会の企画・運営等、家庭教育支援活動を整備・調整する人材（家庭教育支援員）を養成し、市町村において家庭教育支援員を核とした支援活動を行った。

〔多様な選択を可能にする教育及び能力開発・学習機会の充実〕

- ④ 小・中・高等学校の要望により、企業から講師を派遣して出前授業や講演会、インターンシップを行うことにより、児童・生徒に学ぶことの意味や楽しさを伝えるとともに、性別による役割の固定化を助長すること等のない男女共同参画の視点に立った勤労観・職業観の育成を図りながら、自己実現のための自己肯定感を育むキャリア教育を推進した。
- ⑤ 県男女共同参画センターでは、県民の男女共同参画に関する理解促進や男女共同参画を地域で推進する人材の育成、女性のエンパワーメント等を図るため、各種講座等を開催した。

4 参考データ

【重点目標2 数値目標】

項目	策定時	現状	目標値	
	(年度)	(年度)	数値	年度
男女共同参画をテーマにしたセミナーを実施した公立高校の割合	48.0% (H23年度)	77.8% (H27年度)	100%	29

〔教育関係者が男女共同参画を正しく理解するための研修等の取組の促進〕

- 男女の地位の平等感（県民意識調査） ※男女平等であると感じる人の割合

		H23	H28	H28(内閣府)
学校教育の中で		64.4%	60.7%	66.4%
	男性	70.5%	65.9%	70.1%
	女性	60.6%	58.9%	63.3%

〔地域社会における男女共同参画に関する学習機会の提供〕

- 男女の地位の平等感（県民意識調査） ※男女平等であると感じる人の割合

		H23	H28	H28(内閣府)
家庭の中で		38.6%	39.0%	47.4%
	男性	47.5%	49.4%	53.8%
	女性	32.2%	32.6%	41.9%
地域社会の中で		29.6%	29.1%	47.2%
	男性	37.9%	37.8%	50.0%
	女性	23.5%	23.6%	44.8%

- 家庭における夫婦の役割分担（県民意識調査）
 ※夫と妻が分担していると答えた人の割合

		H23	H28
家事		18.4%	23.3%
	男性	19.9%	27.9%
	女性	17.1%	19.4%
育児		17.5%	21.0%
	男性	17.2%	22.9%
	女性	17.7%	19.5%
介護・看護		16.2%	17.6%
	男性	17.7%	21.3%
	女性	14.9%	14.5%
地域活動への参加		31.4%	30.9%
	男性	30.7%	32.7%
	女性	32.0%	29.4%

〔生涯にわたる学習機会の充実と能力開発の促進〕

- 男女共同参画社会の形成に向けて県が力を入れるべきこと（県民意識調査）

		H23	H28
子どもの頃から、男女平等や相互の理解・協力についての学習を充実させる		49.4%	43.0%
	男性	51.6%	45.8%
	女性	47.8%	42.2%
職場における労働時間短縮や育児・介護休業制度の普及促進など、仕事と家庭が両立できる就労環境づくりを進める		33.9%	32.8%
	男性	30.3%	33.2%
	女性	36.6%	33.3%
保育の施設・サービスや、高齢者や病人の施設や介護サービスを充実させる		30.0%	32.1%
	男性	23.6%	28.9%
	女性	34.9%	35.5%
女性に対する暴力（セクハラやDV）の防止や被害者支援に取り組む		18.5%	15.3%
	男性	16.7%	14.7%
	女性	20.0%	16.4%
学校や家庭で、男女の人権に関わる啓発を進める		15.8%	12.6%
	男性	20.4%	13.7%
	女性	12.4%	12.1%
生涯学習の場における男女平等や相互の理解・協力についての学習を充実させる		15.1%	12.1%
	男性	16.1%	12.7%
	女性	14.3%	12.1%
職場における男女の均等な取り扱いについて周知徹底を行う		9.9%	10.7%
	男性	10.5%	12.5%
	女性	9.4%	9.8%
男女共同参画に関する情報提供や交流、相談、学習研修などを行う施設を充実させる		9.4%	7.9%
	男性	11.1%	8.6%
	女性	8.2%	7.7%
市町村との連携の推進		7.6%	7.0%
	男性	7.5%	8.3%
	女性	7.7%	6.2%
女性の就業支援のため、就業情報の提供や職業訓練を充実させる		8.3%	6.8%
	男性	5.1%	4.3%
	女性	10.5%	8.9%

広報誌やパンフレットなどで、男女の平等や相互の理解・協力についてPRする	8.3%	6.5%
男性	9.7%	8.0%
女性	7.3%	5.4%
地域、企業等における男女共同参画の推進役となる人材を育成する	4.6%	5.1%
男性	5.1%	5.8%
女性	4.2%	4.8%
県の施策に係る計画等の見直しを行う	4.4%	5.0%
男性	6.3%	5.4%
女性	3.1%	4.9%
政策方針決定の場への女性の参画を進める	6.1%	4.4%
男性	6.5%	4.6%
女性	6.0%	4.2%
NPO等民間団体の連携を支援する	2.0%	1.4%
男性	2.9%	1.6%
女性	1.3%	1.4%
男女共同参画の視点を踏まえた地域活動について、表彰などを行う	1.3%	1.1%
男性	2.3%	2.0%
女性	0.6%	0.4%

○ 学校への男女共同参画お届けセミナー（対象は全て高校）

	H25	H26	H27
実施箇所数	10校	10校	10校
受講者数	2,576人	3,320人	5,340人

【参考】事業・取組担当課による一次評価（自己評価）集計結果

(1) 事業・取組数 39

(2) 集計表

項 目	評 価			
	A	B	C	D
① 事業・取組は、「重点目標」・「施策の方向」に沿って進捗しているか。	25	14		
② 「重点目標」・「施策の方向」の達成に向けたポイントは、「重点目標」・「施策の方向」の達成に十分、反映されたか。	19	20		
③ 事業・取組は、次に掲げる「男女共同参画の基本理念」の実現に貢献できたか。〔複数選択可〕				
1 男女の人権の尊重	30	9		
2 社会における制度又は慣行についての配慮	29	10		
3 政策等の立案及び決定への共同参画	8	6		
4 家庭生活における活動と他の活動の両立	25	7	3	

※ 4段階評価について

- ① 順調に進捗している…A 概ね順調に進捗している…B
あまり進捗していない…C 進捗していない…D
- ② 十分反映された…A 概ね反映された…B あまり反映されなかった…C
反映されなかった…D
- ③ 十分に貢献した…A 一定の貢献ができた…B あまり貢献できなかった…C
貢献できなかった…D

(重点目標3) 生涯を通じた男女の健康の保持・増進

1 評価

- ① 「生涯を通じた男女の健康支援」を図るため、女性の健康や育児等に関する相談窓口において、女性の尊重や自己決定への支援、家庭生活における悩み等への相談対応を行ったことにより、健康状態に応じた適切な自己管理、望まない妊娠を含めた妊娠・出産・育児等についての自己決定への促進につながった。
- ② 男女の健康をおびやかすエイズ・性感染症の予防や薬物乱用・喫煙・飲酒の有害性に関する正しい知識の普及・啓発や、市町村、関係機関・団体との協働による受動喫煙防止対策の取組などが実施された。
- ③ 女性のこれらの取組等により、女性の健康は、妊娠・出産・授乳期に限らず、生涯を通じて重要な課題であるとの認識が普及するとともに、性感染症の報告数の減少傾向、HIVの感染者・患者数の減少など、県、市町村、関係団体、公共交通機関での禁煙・分煙の取組が進むなど、一定の効果を上げている。
- ④ 女性が抱える様々な健康問題に対応する性差を考慮した医療を推進している医療機関を「女性にやさしい医療機関」、女性が抱える様々な健康問題に専門的知識をもって対応する薬局を「女性の健康サポート薬局」、女性の心身の健康づくりを支援している店舗を「女性の健康づくり協力店」として指定・登録し、女性の健康を支援する環境を整備しており、数値目標の達成に向け順調に推移している。
- ⑤ 「薬物乱用防止教室」では、危険ドラッグ等の危険性について正しい理解、薬物に手を出さないための規範意識の醸成に重点を置いた指導を実施しており公立小・中学校・高校で実施率80%（数値目標）を達成している。なお、中学校・高校については、H25～H27年について全ての学校で実施。

2 今後の方向性・検討事項

- ① 支援及び取組にあたっては、男女共同参画の正しい理解のもと「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）の重要性について理解し、女性がどの地域においても安心・安全に生活ができるよう医療体制の整備や経済的支援の充実を図る必要がある。
- ② 女性の健康づくりを支援するため、多くの女性が女性特有の健康課題に関心を持ち、適切に健康管理を行うことができるよう引き続き、「女性の健康支援セミナー」やキャンペーンなどを実施し、正しい知識の普及・啓発を図っていくとともに、乳がん及び子宮頸がん検診の受診促進に取り組んでいく。
- ③ 育児不安やストレス、虐待傾向などの様々な要因を持つ家庭に訪問指導等を行い、妊娠早期から、出産、育児期を通じた支援を実施する必要がある。
- ④ 妊娠・出産の安全性や快適さを確保するために、総合（地域）周産期母子医療センターとその他の周産期医療機関との連携強化及び緊急搬送体制の整備、母親学級等における妊婦に対する保健指導、訪問指導の充実を図る必要がある。
- ⑤ 学校においては、児童・生徒の発達の段階を踏まえ、学校全体で共通理解を図るとともに、家庭や地域と連携し、避妊法や性感染症を含む正しい知識の普及啓発を行う。また、思春期からの教育は、望まない妊娠を防ぐということだけでなく、その後の児童虐待の防止まで効果があるものとして、引き続き支援する。
- ⑥ エイズや性感染症は、男女の健康に甚大な影響を及ぼすものであり、今後も引き続き、講演会・キャンペーンによる予防啓発や医療・検査・相談体制の充実など、予防から治療まで、総合的な対策を推進していく。

- ⑦ 薬物乱用防止については、引き続き、キャンペーンや学校等での教育・啓発、大学生等を対象とした出前講座などを実施するとともに、薬物乱用防止指導員、関係機関、団体と連携して、薬物乱用を許さない環境づくりを進めていく。
- ⑧ 若年層の覚醒剤及び大麻事犯は依然として後を絶たないため、引き続き、関係機関、団体と連携し啓発活動を行うとともに、青少年を対象とした出前講座を実施し、薬物乱用に関する正しい知識の普及啓発を図る。
- ⑨ 育児中の医療関係者のニーズをきめ細かく把握しながら女性医療関係者が働きやすい環境づくりを進めていく必要がある。
- ⑩ 生涯を通じて心身ともに健康で活力ある生活を送るため、性別、年齢、障害の有無等にかかわらず全ての人々がスポーツを行うことができる環境を目指すとともに、地域の実態や住民ニーズに応じたスポーツに関する指導ができる女性の人材の養成・活用を目指す。
- ⑪ 妊娠11週以内での妊娠の届出率については、微増しているが、数値目標達成には至っていないことや、妊産婦死亡率の上昇などの課題がある。
- ⑫ 10代の人工妊娠中絶については、減少傾向にあるが、全国と比べると依然として高い水準で推移している。

3 目標達成に向けた具体的事例

〔生涯を通じた男女の健康支援〕

- ① 乳がんの普及啓発月間である「鹿児島県ピンクリボン月間」に、関係団体と協働で、集中的に啓発活動やイベントを実施したことにより、検診受診率も増加傾向にある。また、月間の定着により、女性が健康全般に関心を持つきっかけにもなり、子宮頸がん検診の受診率も向上している。
- ② 市町村の特定健康診査受診率や特定保健指導の実施率向上に向けた取組について、具体例の提示や助言を行うことによって受診率の向上が図られた。
- ③ 「女性の健康支援セミナー」の実施に当たっては、女性の健康課題が多岐にわたることを考慮し、いくつかの健康課題について情報を提供できるよう工夫した。また、講演会だけでなく、個別健康相談等を実施し、女性が現在抱えている課題を解決できる機会の提供を行った。さらに、若い世代へのアプローチとして、主に学生を対象としたセミナーを大学等で実施し、学生、教員等が参加しやすいよう配慮した。

〔妊娠・出産等に関する健康支援と性に関する正しい理解の促進〕

- ④ 保健師による訪問指導等により、ハイリスク妊産婦の育児不安やストレスの軽減を図り、未熟児などの健全な養育を促すための育児支援等を行うことで、産後うつや育児ノイローゼ、虐待等の予防、早期発見につながっている。
- ⑤ 不妊相談従事者研修会においては、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）の考え方にに基づき、医学的知識・カウンセリングのあり方等について学習するとともに、不妊で悩む男女が安心して相談できるよう、人権やプライバシーに配慮した対応について、研修を行った。また、不妊治療を行う夫婦の経済的負担をできるだけ軽減するため、助成金額や助成回数などの拡充を図った。

〔性感染症、薬物乱用、喫煙・飲酒対策の推進〕

- ⑥ 「薬物乱用防止教室」では、危険ドラッグ等の危険性について正しい理解、薬物に手を出さないための規範意識の醸成に重点を置いた指導を行うことができた。中・高等学校においては、3年連続全ての学校で実施。県内に設置している約330人の「薬物乱用防止指導員」が会合等の機会を利用し、薬物乱用防止の啓発を行うなど地域に根ざした活動を行った。また、県薬剤師会に委託し、学校等において学校薬剤師による薬物乱用教室を行い若年層への普及啓発を行った。
- ⑦ 相談や検査受診を呼びかける臨時検査を平日の夜間や休日に実施するとともに、相談

時のプライバシーに配慮し、相談しやすい環境づくりに努めた。また、相談者及び検査受検件数の男女別統計をとり、実態の把握に努めた。

- ⑧ 妊婦や病弱者など喫煙による影響が特に顕著な者がいるところでの禁煙を推進するため、関係機関・団体に対し、受動喫煙防止の普及啓発を行った。

〔女性の医療関係者が能力を発揮しやすい環境の整備〕

- ⑨ 女性医師を含む離職中の医療関係者の再就業を促進するため、研修等復職に向けた支援を行うとともに医療従事者の離職防止及び再就職を支援するため、病院内に保育施設を有する施設に対し、保育所の運営費の補助を行った。

〔健康づくりのための生涯にわたるスポーツ活動の推進〕

- ⑩ スポーツ推進委員協議会女性部会では、各市町村で実施する地域の体育祭等の開会式で披露するマ스ゲームの指導に当たる各地区の女性スポーツ推進委員代表者に対する研修会を実施し、実技研修や協議を通して女性指導者の養成活動を図った。

4 参考データ

【重点目標3 数値目標】

項目	策定時	現状	目標値	
	(年度)	(年度)	数値	年度
「女性にやさしい医療機関」の数 ※1	58機関 (H23年度)	64機関 (H28年度)	100機 関以上	34
「女性の健康サポート薬局」の数 ※1	28薬局 (H23年度)	31薬局 (H28年度)	50薬局 以上	34
子宮がん検診受診率 (20歳から69歳) ※2	29.5% (H22年度)	28.5% (H26年度)	50%	29
乳がん検診受診率 (40歳から69歳) ※2	37.7% (H22年度)	42.6% (H26年度)	50%	29
妊娠11週以内での妊娠の届け出率 ※3	86.6% (H23年度)	89.3% (H26年度)	100%	26
10代の人工妊娠中絶実施率 (15～19歳人口千対) ※3	6.5% (H23年度)	7.5% (H26年度)	減少さ せる	26
10代の性感染症の報告数 ※3 (1定点医療機関当たり)			減少さ せる	26
①性器クラミジア感染症	①2.31%	①2.88%	減少さ せる	26
②淋菌感染症	②2.13%	②0.94%		
③尖圭クラミジア	③0.38%	③0.06%		
④性器ヘルペスウイルス感染症	④0.50%	④0.44%		
薬物乱用防止教室の実施率 ※3 (公立小・中学校、高校)	73.6% (H23年度)	87.6% (H27年度)	80%	26

※ 数値目標等が設定されている計画等

※1 「健康かごしま21」〔平成25年度～平成34年度〕

※2 「鹿児島県がん対策推進計画」〔平成25年度～平成29年度〕

※3 「かごしま子ども未来プラン」(鹿児島県次世代育成支援対策行動計画)〔平成22年度～平成26年度〕

〔心身及びその健康についての正しい知識の普及と情報提供〕

- 女性の健康支援セミナーの実施状況

年度	H25	H26	H27
実施回数	3回	3回	4回
参加人数	185人	245人	309人

- 性差医療研修会の実施状況

平成20年度 対象：医療保健関係者 150名

〔性別や男女のニーズに応じた医療、健（検）診及び相談の環境整備〕

- 女性にやさしい医療機関の指定数〔数値目標〕

H25	H26	H27	H34目標
60機関	62機関	64機関	100機関以上

（※女性にやさしい医療機関：女性が抱える様々な健康問題に対応する性差を考慮した医療を推進している医療機関）

- 女性の健康サポート薬局の指定数〔数値目標〕

H25	H26	H27	H34目標
28薬局	28薬局	31薬局	50薬局以上

（※女性の健康サポート薬局：女性が抱える様々な健康問題に対応する性差を考慮した医療を推進している医療機関）

- 女性の健康づくり協力店の登録数

H25	H26	H27
57店舗	57店舗	62店舗

（※女性の心身の健康づくり協力店：女性の健康づくりを支援している店舗）

- 子宮がん検診受診率〔数値目標〕

H25	H26	H29目標
28.8%	28.5%	50%以上

- 乳がん検診受診率〔数値目標〕

H25	H26	H29目標
41.0%	42.6%	50%以上

- 乳がん（女性）死亡率（人口10万対）（県保健福祉部「衛生統計年報」）

	H23	H24	H25	H26
率	17.6	18.1	20.2	17.3
人数	159人	162人	181人	154人

〔妊娠・出産期における健康管理の充実〕

- 妊娠11週以内での妊娠の届出率〔数値目標〕

H25	H26	H27	H26目標
88.1%	89.3%	89.1%	100%

〔不妊治療に関する支援の充実〕

- 10代の人工妊娠中絶実施率〔数値目標〕（15歳以上20歳未満女子総人口千対）

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H26目標
県	7.6	6.5	7.4	7.9	7.5	減少させる
全国	7.0	7.1	7.0	6.6	6.1	—

（「鹿児島県の母子保健」）

- 10代の性感染症の報告数

（1定点医療機関あたり）〔数値目標〕

年度	H25	H26	H26目標
性器クラジミア	3.44	2.31	減少させる
淋菌感染症	1.50	0.19	減少させる
尖圭コンジローマ	0.19	0.13	減少させる
性器ヘルペス	0.81	0.19	減少させる

（「感染症発生動向調査」）

〔薬物乱用防止対策の推進〕

- 薬物乱用防止教室の実施率（中・高校）〔数値目標〕

	H25	H26	H27	H26目標
小学校	75.1%	81.7%	80.7%	80%
中学校	100%	100%	100%	
高校	100%	100%	100%	

【参考】事業・取組担当課による一次評価（自己評価）集計結果

(1) 事業・取組数 59

(2) 集計表

項 目	評 価			
	A	B	C	D
① 事業・取組は、「重点目標」・「施策の方向」に沿って進捗しているか。	24	33	1	
② 「重点目標」・「施策の方向」の達成に向けたポイントは、「重点目標」・「施策の方向」の達成に十分、反映されたか。	22	33	2	
③ 事業・取組は、次に掲げる「男女共同参画の基本理念」の実現に貢献できたか。〔複数選択可〕				
1 男女の人権の尊重	12	34		
2 社会における制度又は慣行についての配慮	8	32		
3 政策等の立案及び決定への共同参画	1	3		
4 家庭生活における活動と他の活動の両立	14	26		

※ 4段階評価について

- ① 順調に進捗している…A 概ね順調に進捗している…B
あまり進捗していない…C 進捗していない…D
- ② 十分反映された…A 概ね反映された…B あまり反映されなかった…C
反映されなかった…D
- ③ 十分に貢献した…A 一定の貢献ができた…B あまり貢献できなかった…C
貢献できなかった…D

(重点目標4) 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶

1 評価

- ① 女性に対するあらゆる暴力の根絶を図るため、関係機関と協働して「女性に対する暴力をなくす運動」期間を中心に、県民に対する意識啓発のためのキャンペーンやセミナーなどを実施したことにより、女性に対する暴力への社会の認識は深まっている。
一方で、配偶者暴力相談支援センターへの相談件数、警察における暴力事案の認知件数は依然として高い水準にあり、平成28年度の県民意識調査によると、「配偶者や親しい異性から暴力や嫌がらせ等を受けた経験」は、項目別で見ると、「身体に対する暴行」については、「何度もあった」(5.1%)と「1, 2度あった」(15.3%)をあわせて、20.4%の人が経験があると回答し、「精神的嫌がらせ・脅迫」については、「何度もあった」(6.8%)と「1, 2度あった」(9.7%)をあわせて、16.5%の人が経験があると回答している。さらに、「性的な行為の強要」については、「何度もあった」(3.9%)と「1, 2度あった」(8.5%)をあわせて、12.4%の人が経験があると回答している。
- ② 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)を知っている人の割合が、平成23年度調査の75.3%から、平成28年度は84.7%と増加した。
- ③ 暴力を背景とする少年非行、児童虐待などを未然に防止するため、規範意識の向上や地域全体で子どもを見守る気運を醸成していくため、民間団体等との共同によるオレンジキャンペーンの実施、警察と学校の協働授業による非行防止教室を実施するなど、幅広い広報啓発を実施した。
- ④ 学校が主催する研修会等に講師を派遣し、デートDV等暴力の未然防止や人権問題等をテーマとした学習機会を提供し、若年層に対する暴力予防の啓発の推進を図った。
平成28年の県民意識調査によると、10歳代又は20歳代に交際相手からの暴力や嫌がらせ等を受けた経験の割合は、前回調査結果と比較しても高くなっていることから、今後も継続的な支援が必要である。
- ⑤ 相談機関における相談員の資質向上や関係機関との連携により、相談・カウンセリング体制の充実が図られているが、相談、カウンセリングの内容が複雑化・多様化していることから、引き続き、相談員の資質向上や各種相談機関の県民への周知が必要である。
また、相談対応については周囲の無理解による二次被害や、暴力の潜在化などがあるため、引き続き、各相談・支援機関が連携を図り、支援の充実・被害者の視点に立った正しい理解を広めていく必要がある。
- ⑥ 「配偶者等からの暴力」については、「県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」に基づき、配偶者暴力相談支援センター及び警察などの連携による、被害者への相談対応、一時保護、情報提供などが実施され、被害者の安全確保及びが図られた。
このほか、男女共同参画センターによる講演会やジェンダー視点による相談業務研修会の開催、「配偶者等からの暴力対策会議」等の開催により、関係機関・団体との連携が促進された。
- ⑦ 研修会の開催等による市町村への取組支援により、全市町村で総合調整担当課及び相談窓口担当課が定められたほか、28市町村でDV基本計画を策定、24市町村でDV庁内連絡会議が設置されたが、数値目標の達成には至っていない。5市町村において、配偶者暴力相談支援センターが設置されるなど市町村での取組も徐々に進展してきているものの、市町村における基本計画の策定や配偶者暴力相談支援センターの指定は努力義務となっているため、引き続き、市町村の取組を促進する必要がある。
- ⑧ 性犯罪等への対策については、「ストーカー・配偶者暴力対策室」の設置、人身安全プロジェクトチームの発足などにより、被害者保護対策の迅速・強化を図るとともに、女性警察官の「性犯罪指定捜査員」への指定「性犯罪被害110番」の設置など、被害者の精神的不安の解消に努めた。
また、関係機関・団体が連携・協力に関する協定を締結し、ワンストップ支援センターの機能を担う性暴力被害者サポートネットワークかごしま(通称:FLOWER)を

設立し、支援の充実を図った。

- ⑨ 地域の中のネットワークを整備し、子どもに対する虐待の早期発見、対応を行うため「子ども虐待防止ネットワーク会議」や「児童虐待防止対策研修」等の開催、「子ども110番の家」の委嘱推進、普及・啓発を図ることで、子ども自身の危機回避能力を高めた。
- ⑩ 青少年保護条例等に基づく有害図書、有害情報に対する対策については、青少年を性暴力に関する有害な環境から守るための広報啓発や有害映画・図書等の指定、立ち入り調査や事後指導の強化、インターネットのフィルタリング普及啓発などにより、青少年を取り巻く環境の浄化が図られた。
- ⑪ 人身取引事案や売買春事犯捜査や被害者保護対策として、強化月間を設定し各種対策の推進・広報啓発に努めるとともに、関係機関が連携し被害者支援に努めた。
売買春事案の要保護女子からの相談対応に際しては、人権擁護の視点に立ち、二次被害防止に留意した対応が求められることから、引き続き相談員の資質向上に努めていく必要がある。
- ⑫ セクシュアル・ハラスメントの防止のための事業所への普及啓発、行政職員や教育関係者等に対する研修を実施したことにより、セクシュアル・ハラスメントについて対策を講じている事業所の割合は高まっている。しかし、セクシュアル・ハラスメントの被害は潜在化しがちであり、個人的問題として矮小化されることもあるため、男女の固定的な性別役割分担、上下関係など男女が置かれている状況等に根ざした構造的問題として把握し、引き続き対処していく必要がある。

2 今後の方向性・検討事項

- ① 女性に対するあらゆる暴力根絶に向け、引き続き、社会の認識を高め、暴力を防ぐ環境づくりを促進するため、「女性に対する暴力をなくす運動」期間を中心に、民間団体等と協働した普及啓発を行うとともに、民間企業等と連携した効果的な意識啓発活動に取り組んでいく。
- ② 女性に対する暴力の被害の潜在化を防ぐため、相談機関の相談員等の資質向上、女性相談員の配置等により被害者が相談しやすい環境づくりに取り組むとともに、相談窓口カードや県政広報媒体の活用による相談窓口の周知に努めていく。
- ③ 配偶者等からの暴力については、配偶者暴力相談支援センター及び警察、市町村などが相互に連携し、相談から保護、自立支援に至るまで、被害者のニーズに対応した切れ目のない支援を行う体制の構築を図っていく。
また、若年層を対象とする予防啓発・普及の機会の拡充を図るとともに、実態の把握についても検討する。
- ④ 性犯罪等については、引き続き「性犯罪110番」や各警察署において女性警察職員による被害者の立場に立ったきめ細やかな相談対応など被害者が安心して相談や届出を行うことができる環境づくりや経済的支援を継続するとともに、女性の「性犯罪指定捜査員」の拡充等による捜査体制の強化を図っていく。
- ⑤ 青少年の非行防止や犯罪被害防止のため、引き続き、青少年保護育成条例に基づき、青少年を取り巻く環境の浄化に、地域ぐるみで取り組むとともに、県ホームページや啓発情報誌等によりインターネットのフィルタリングを推進していく。
- ⑥ 子どもに対する性暴力の根絶に向け、積極的な広報啓発に努めるとともに、インターネットを介した児童買売の防止のため関係業界による自主的な取組を促進する。また、被害を受けた子どもに対する相談、支援を推進していく。
- ⑦ 売買春や人身取引等について、相談対応に当たっては、常に人権擁護の視点に立つとともに、二次被害の防止に留意した対応が必要であることから、継続して婦人相談員の資質の向上に努めるとともに、引き続き広報啓発を行い、県民の関心を高めるとともに通報への協力を得るために警察本部と各警察署と連携し対策を検討していく必要がある。

る。

- ⑧ セクシュアル・ハラスメント防止のため、引き続き事業所への意識改革を促進するとともに、男女機会均等法に基づく事業主が講ずべき措置に関する指針の周知、相談体制の整備等により、雇用の場における防止対策を推進していく。

3 目標達成に向けた具体的事例

〔暴力の根絶に向けた社会基盤づくり〕

- ① 「女性に対する暴力をなくす運動」や「オレンジリボン・キャンペーン」については、ツリーの設置など、民間企業と協働して取り組んだことで、幅広い啓発活動を実施することができた。
- ② 安全講話及び護身術訓練を通じて、犯罪被害の未然防止に対する意識を向上させるとともに、危険回避能力を高めたことで、女性の社会生活に多大な影響を与える性犯罪の認知件数を減少させることができた。
- ③ 県男女共同参画センターにおける講演会やセミナー等の実施により、「女性に対する暴力」防止と被害者支援に必要な知識が広まり、女性に対する暴力の未然防止、被害者の早期発見、支援の充実のための取組が促進された。

〔配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援の推進〕

- ④ 平成27年度末までに28市町村においてDV防止計画が策定され、24市町村においてDV庁内連絡会議が設置された。
また、5市町村において配偶者暴力相談支援センターが設置され、数値目標が達成された。
- ⑤ 県警察本部では、ストーカー・配偶者暴力事案については、被害者の保護対策を最優先に徹底した再被害防止対策を図っている。事案によっては、緊急の一時避難や県外への広域移送等も必要となるため、日頃から関係機関との連携及び情報の共有化に努めている。平成27年度からは自動車登録事項等証明書の交付証明書の閲覧制限制度が開始されたことを受け、陸運支局及び軽自動車検査協会担当者を会議に招致し、連携を強化した。
- ⑥ 県女性相談センターの相談事業においては、常に人権擁護の視点に立つとともに、二次被害の防止に留意した相談対応を実施した。また、県男女共同参画センターによる相談業務研修会の実施等により、市町村の相談員等のジェンダー視点が深化し、二次被害を与えない相談対応のスキルの向上によるDV被害者支援の充実が図られた。
- ⑦ 県営住宅への優先的入居については、援助の緊急性から、入居に係る審査を迅速に行い、DV被害者の早期の安全確保に配慮するとともに、DV被害者としての優先入居であることが外部に漏れることがないように、情報管理について特段の配慮をし、プライバシーについても細心の注意を払った。

〔性犯罪への対策の推進〕

- ⑧ 性犯罪への対応については、県警察本部「性犯罪被害110番」での女性警察官による被害者の立場に立った相談対応や、女性の「性犯罪指定捜査員」の拡充、女性の心情に配慮した事情聴取や病院への付き添いなど、適切な対応がとられたことにより、被害者の捜査協力が得られ、管轄警察署への事件引継による迅速な事件処理の結果、早期の被疑者検挙につながった事案が見られた。
- ⑨ 性犯罪被害者の緊急避妊等経費の公費負担制度については、被害届提出前であっても、必要性を勘案し、迅速な制度の適用を図った。

〔子どもに対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進〕

- ⑩ 通学路の変更や学校の統廃合などの地域の実態に即した「子ども110番の家」の委嘱を推進するとともに、活用方法について普及・啓発を行ったことで、子どもの成長過程で深刻な影響を与える恐れのある性的暴力から子ども自身の危機回避能力を高めることができた。

⑪ 「県警あんしんメール」でメール会員となっている保護者、学校関係者、防犯ボランティア団体等に対し、声かけ事案等の発生情報や防犯情報をタイムリーに配信することで、県民の防犯意識や子どもの自己防衛意識の高揚を図ることができた。

⑫ 暴力性の強い雑誌等を有害指定することで、青少年が容易に触れることを防止したほか、各種会議等で業界関係者等にフィルタリングの促進について呼びかけを行い、有害環境浄化に対する意識付けを図ることができた。

〔売買春・人身取引対策の推進〕

⑬ 警察本部においては、各種相談（匿名を含む）等において、人身取引に関する相談通報がされており、匿名通報ダイヤルについても、警察庁を通じて情報提供を受け、事案確認を実施するなど一定の成果が現れている。

〔セクシャル・ハラスメント防止対策の推進〕

⑭ 労働条件実態調査の報告書を労使関係者等に資料提供することにより、県内の労働者の実態を明らかにすることができた。

⑮ 県警察本部においては、新規採用職員に対する教養を行うとともに、セクハラ相談員の指定及び研修を行った。また、警察本部に女性職員が対応する相談専用ダイヤル（セクハラホットライン）を設置し、24時間体制で職員からの相談を受理する体制を構築し相談しやすい環境整備に努めた。

⑯ 知事部局においては、一般研修（階層別研修）の全階層における「公務員倫理」の科目にセクシャル・ハラスメントの防止に関する項目を設け、講義を行った。職員がセクシャル・ハラスメントを受けた際の相談窓口を、人事課、総務事務センター、人事委員会に設置した。

⑰ 教育委員会においては、各年度2回服務に関する通知を発出するとともに、指導状況調査を実施した。また、新任校長、新任教頭、経験者教頭、県立学校事務長を対象とした「管理職研修会」、採用2年目の教職員等を対象とした「人権教育教職員等研修会」、任用2年目の校長、教頭を対象とした「人権教育管理職研修会」において、女性が働きやすい環境づくりや人権教育の充実を図った。また、セクシャル・ハラスメント相談窓口を、小・中・県立学校全ての学校に設置した。

4 参考データ

【重点目標4 数値目標】

項目	策定時	現状	目標値	
	(年度)	(年度)	数値	年度
「配偶者暴力防止法」(DV防止法)を知っている人の割合	75.3% (H23年度)	84.7% (H28年度)	100%	29
「配偶者暴力防止計画」(DV防止計画)の策定市町村の割合	16.3% (H23年度)	65.1% (H27年度)	100%	29
配偶者暴力相談支援センターを設置する市町村の数	1町 (H23年度)	5市町 (H27年度)	5市町	29

〔暴力を容認しない意識の醸成と環境づくり〕

○ 男女共同参画関連用語の周知度（県民意識調査）

※「よく知っている、聞いたことがある」と答えた人の割合

用語	H23	H28
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）	75.3%	84.7%
男性	75.9%	86.3%
女性	75.1%	86.3%

〔子どもや若年層の間で起きる暴力を予防する啓発の推進〕

〔被害を受けた子どもの早期発見・相談・支援〕

- 10歳代又は20歳代に交際相手から暴力や嫌がらせ等を受けた経験(県民意識調査)
・あったと答えた人数

暴力の種類	H23	H28
身体に対する暴力	3.4%	6.0%
男性	1.1%	3.2%
女性	5.2%	8.5%
精神的嫌がらせ・脅迫	4.8%	6.6%
男性	1.8%	3.7%
女性	7.0%	9.1%
性的な行為の強要	3.6%	4.9%
男性	0.8%	0.7%
女性	5.6%	8.1%

〔総合的施策の推進と関係機関・団体等との連携・協力体制の充実〕

- 市町村の取組・市町村基本計画の策定

- ①市町村における配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画の策定状況

11市17町村(策定率:65.1%) [平成29年度目標:100%]

鹿児島市・鹿屋市・垂水市・薩摩川内市・霧島市・いちき串木野市・志布志市・奄美市・南九州市・伊佐市・始良市・三島村・十島村・長島町・湧水町・肝付町・中種子町・屋久島町・大和村・宇検村・瀬戸内町・龍郷町・喜界町・徳之島町・天城町・伊仙町・和泊町・知名町 (平成28年4月1日現在)

- ②配偶者暴力相談支援センターの設置 4市1町〔平成29年度目標:5町村〕

知名町(H23.11), 薩摩川内市(H25.4), 鹿児島市(H25.7)

鹿屋市(H27.4), 始良市(H27.4)

- ③市町村における配偶者等からの暴力に係る支援体制の整備状況

	H24	H28
庁内連絡会議の設置率	39.5% (12市5町)	55.8% (15市9町)

鹿児島市・鹿屋市・阿久根市・出水市・指宿市・西之表市・垂水市・薩摩川内市・曾於市・霧島市・いちき串木野市・志布志市・南九州市・伊佐市・始良市・さつま町・長島町・湧水町・大崎町・瀬戸内町・徳之島町・天城町・知名町・和泊町(平成28年4月1日現在)

〔被害者の早期発見のための環境づくり, 相談員等の養成による相談体制の充実〕

- 配偶者や親しい異性から暴力や嫌がらせ等を受けた経験(平成28年県民意識調査)

暴力の種類	経験	男性	女性
身体に対する暴力	1, 2度あった	11.0%	18.5%
	何度もあった	1.2%	7.9%
精神的嫌がらせ・脅迫	1, 2度あった	7.4%	11.3%
	何度もあった	3.0%	9.7%
性的な行為の強要	1, 2度あった	1.8%	13.2%
	何度もあった	0.8%	6.2%

【参考】事業・取組担当課による一次評価（自己評価）集計結果

(1) 事業・取組数 98

(2) 集計表

項 目	評 価			
	A	B	C	D
① 事業・取組は、「重点目標」・「施策の方向」に沿って進捗しているか。	59	37		1
② 「重点目標」・「施策の方向」の達成に向けたポイントは、「重点目標」・「施策の方向」の達成に十分、反映されたか。	62	34		1
③ 事業・取組は、次に掲げる「男女共同参画の基本理念」の実現に貢献できたか。〔複数選択可〕				
1 男女の人権の尊重	77	19		1
2 社会における制度又は慣行についての配慮	65	12		
3 政策等の立案及び決定への共同参画	15	10		
4 家庭生活における活動と他の活動の両立	52	14		

※ 4段階評価について

- ① 順調に進捗している…A 概ね順調に進捗している…B
あまり進捗していない…C 進捗していない…D
- ② 十分反映された…A 概ね反映された…B あまり反映されなかった…C
反映されなかった…D
- ③ 十分に貢献した…A 一定の貢献ができた…B あまり貢献できなかった…C
貢献できなかった…D

(重点目標5) 生活上の困難や課題に直面する人々が安心して暮らせる環境の整備

1 評価

- ① ひとり親家庭は、経済、子どもの教育、健康面などで不安が大きく、仕事と家庭の両立が難しいことが多いことから、個々の状況に応じてひとり親家庭に対する児童扶養手当の支給、医療費の助成、母子・父子家庭に対する母子・父子寡婦福祉貸付金の貸付など経済的支援を行うとともに、就業相談や就業支援講習会等の実施、自立支援給付金の支給など子育てや生活等に必要な支援を行った。
- ② 性別にかかわらず多様な生き方、働き方を尊重し、個人の能力が十分に発揮できるよう、進路指導等において、本人の希望を尊重し、男女の区別により進路に偏りが生じることのないよう実施できた。その結果、以前は男子だけが就職していた工場等にも女子の就職が増えてきた。また、経済的理由により修学が困難な学生・生徒に対し奨学金の貸与・給付を行うことで本県の将来を担う有為な人材の育成を図ることができた。
- ③ 子ども・若者の自立支援のために学校や地域、行政が連携し、情報を共有することで、児童生徒の生活上の困難や課題をとらえ、心理的背景を考慮したカウンセリング等、相談・支援の充実を図ることができた。
- ④ 高齢者の自立した健康で安心な暮らしを支えるために就業や社会参加の支援、経済的、生活的自立を支える制度や環境の整備、身体的性別に配慮した医療・介護予防への取組のほか、家族介護者等の介護負担の軽減に向けた介護支援の充実等にも努めるとともに、男女の違いに配慮した介護予防対策を進めた。
- ⑤ 障害者の支援については、男女の人権の尊重という観点から、それぞれのニーズの把握や対応に配慮しつつ、地域生活への移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備促進・充実を図った。
- ⑥ かがしま県民交流センター1階に「国際交流プラザ」を設置し、県民・外国人・国際交流団体への交流の場の提供、在日外国人・留学生からの相談に国際交流員が対応、外国新聞や外国雑誌による情報提供・発信を行った。
- ⑦ 子どもたちが安心・安全に暮らし健やかに成長することができるよう学校、児童相談所、警察等の関係機関と連携し児童虐待の早期発見と早期対応の体制づくりを行うとともに、地域におけるネットワークを整備し、児童虐待の防止に努めた。また、被害者である子どもの心身の回復を図るため、心身の状況等に十分に配慮しながらカウンセリング等のケアを行った。
- ⑧ 市町村における避難所管理運営マニュアルについては、平成27年度末現在において19市町村しか策定していないことから、引き続き、市町村におけるマニュアル策定の促進に努める必要がある。

2 今後の方向性・検討事項

- ① 母子家庭等における収入及び就労状況は依然として厳しく、経済的に不安定な状態に置かれている場合が多いことから、就労経験のない又は就労経験に乏しい母子家庭の母等、いわゆる長期失業状態にある母等に対して、就労的自立促進のための職業訓練を実施するとともに、託児サービスを付加し、受講者の支援を行っていく必要がある。
- ② 平成28年4月に設置した生活困窮者のためのワンストップ窓口である「大隅くらし・しごとサポートセンター」において、相談対応をはじめ、関係機関や事業所と連携しながら、就労や家計管理、子どもの学習等法律上任意とされている事業も含め包括的に支援しながら、生活保護に至る前段階の生活困窮者に対して、関係機関が連携して相談対応や就労支援に取り組むことにより、生活困窮者の自立促進に努めていく。

- ③ 一人暮らし世帯等、地域から孤立する可能性がある人や世帯が、住み慣れた家庭や地域の中で、意欲や能力に応じて社会との関わりを持ち続け、様々な形で充実した生活を実現できるよう、引き続き、自助努力の支援や社会参画の機会の提供等、支援体制の整備・充実を図っていく。
- ④ 本県においては、県民の4人に1人以上が65歳以上という本格的な高齢社会を迎えており、特に65歳を迎えた「団塊の世代」が、労働市場からの引退過程に入っている。地域に活動の場を移しつつあることから、高齢者に対する取組に当たっては、男女の生活実態、意識等の違いに配慮したきめ細かい施策の展開が必要である。経済的自立が困難なケースが多い高齢女性へは就業等の支援、地域における孤立が深刻化している高齢単身男性へはボランティア活動やスポーツ活動などの社会参加や生きがいを持てるような支援を行うなど、これらの人々が活躍できるような環境の整備が必要である。
- ⑤ 個々の自立支援のために適切な介護支援サービスを提供することができるよう、今後も介護支援専門員の資質向上を目的として研修を行っていく必要があるが、介護知識や介護の技術の普及などにあたっては、介護は女性が担うという、性別による役割の固定化を助長することのないように配慮し、取組を進めていく。
- ⑥ 依然として、家庭内虐待における被虐待者は女性が8割と多く占め、また、被虐待者の中には、何らかの認知症の症状がある場合も多い。高齢者虐待防止の推進は、女性の問題を解決することにもつながるので、今後とも高齢者虐待に関する相談・通報窓口である市町村や地域包括センターの担当者が被虐待者の救済や介護に悩む養護者の支援に適切に取り組むことができるよう、研修内容の充実にも努める必要がある。
- ⑦ 障害者の就労支援では、障害者の雇用経験がない企業の障害者雇用に関する不安を解消するため、引き続き、障害者の雇用体験を実施するとともに、雇用に関わりやすくするためにハローワークや障害者職業センター等関係機関の各種施策と連携を図る必要がある。また、教育現場では、障害のある幼児・児童・生徒が進学する際に、学びの場が変わっても一貫した教育を受けることができるように、引き続き環境の整備をしていく必要がある。
- ⑧ 外国人が安心して暮らせる環境の整備にあたっては、外国人の女性が地域で孤立しないよう、引き続き、多言語による情報提供の実施や相談員の資質向上により相談支援体制の充実にも努めていく必要がある。
- ⑨ 家庭の経済状況等が子どもの進学機会や学習意欲に影響を及ぼし、生活上の困難が世代を超えて継承されることがないように、また、子どもたちが安心・安全に暮らし健やかに成長することができるよう、学業人物が優れているにもかかわらず経済的理由によって修学が困難な学生生徒に対して、学資金、大学等への入学時費用の貸与・給付を行うなど、社会全体で子どもを支える取組を推進していく必要がある。
- ⑩ 防災対策は、男女のニーズの違いを把握して進める必要があることから、引き続き、市町村に対し、男女双方の視点に十分配慮すべき事項を盛り込んだ地域防災計画等の策定を促すとともに、計画策定への女性の参画の拡大を促進していく。

3 目標達成に向けた具体的事例

〔ひとり親家庭等への支援〕

- ① ひとり親家庭の母又は父の就業をより効果的に促進するため、就業相談や就業支援講習会の実施、就業支援サービスを提供した。また、就業を促進するため、就職に有利となる資格取得に対して生活費の援助を行い、ひとり親家庭の自立促進を図ることができた。

〔困難な状況に置かれている若者などの自立に向けた支援〕

- ② 学業人物が優れているにもかかわらず経済的理由によって修学が困難な学生生徒に対して、学資金、大学等への入学時費用の貸与・給付を行った。
- ③ 教育委員会では、様々な問題や悩みを抱える児童生徒からの相談について、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置及び「かごしま教育ホットライン2

4」を活用した相談対応を行った。

〔高齢者が安心して暮らせる環境の整備〕

- ④ シルバー人材センターは、平成28年3月末時点で34市町村34センター設置されており、会員数も6年ぶりに増加した。
- ⑤ 高齢者が住み慣れた家庭や地域の中で、意欲や能力に応じて社会とのかかわりを持ち続け、様々な形で充実した生活を実現できるよう、利用者の利便性を考慮し、性別の違いによるニーズにも配慮しつつ、福祉サービスが適切に受けられるよう十分に配慮しながら、安心・安全な道路、住宅の整備を進めた。

〔障害者が安心して暮らせる環境の整備〕

- ⑥ 障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、特別支援学校の巡回相談等により、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行うとともに、各市町村で特別支援連携協議会を開催するなど関係機関と連携し、安心して教育を受けることができる環境の整備に取り組んだ。
- ⑦ 障害者介護給付事業では、障害者が地域において日常生活を営むことができるよう、各種サービスの提供に伴う費用について市町村が負担した額の一定割合を県が負担した。

〔外国人が安心して暮らせる環境の整備〕

- ⑧ 外国人留学生の勉学・生活の安定化と将来の人的ネットワークの形成を促進するため、県内在住の私費外国人留学生に対し、奨学金を給付した。

〔子どもが安心して生活できる環境の整備〕

- ⑨ 家庭の経済状況等が子どもの進学機会や学習意欲に影響を及ぼし、生活上の困難が世代を超えて継承されることがないように、また、子どもたちが安心・安全に暮らし健やかに成長することができるよう、学業人物が優れているにもかかわらず経済的理由によって修学が困難な学生生徒に対して、学資金、大学等への入学時費用の貸与・給付を行った。
- ⑩ 地域ぐるみで子どもの安全を守る環境整備のため、3つの支援団体（人材的支援・財政的支援・情報支援）によりボランティア団体の活動の活性化が図られ、青パトの団体数・台数・従事者が年々増加し、防犯ボランティアの活躍の場が広がった。

〔災害により困難に直面する男女のニーズへの配慮と女性の参画拡大による防災・災害復興対策の推進〕

- ⑪ 育児・介護を理由に退職した女性警察官の再採用制度の導入や、能力実績に応じて、重要ポストに配置するなど積極的に女性の登用に努めた。また、県地域防災リーダー養成講座においては、離島や遠隔地の方が参加しやすい場所においても開催し、女性の防災リーダーの養成に努めた。

【参考】事業・取組担当課による一次評価（自己評価）集計結果

(1) 事業・取組数 105

(2) 集計表

項 目	評 価			
	A	B	C	D
① 事業・取組は、「重点目標」・「施策の方向」に沿って進捗しているか。	36	64	1	
② 「重点目標」・「施策の方向」の達成に向けたポイントは、「重点目標」・「施策の方向」の達成に十分、反映されたか。	43	59	1	
③ 事業・取組は、次に掲げる「男女共同参画の基本理念」の実現に貢献できたか。〔複数選択可〕				
1 男女の人権の尊重	46	32		
2 社会における制度又は慣行についての配慮	49	32		
3 政策等の立案及び決定への共同参画	11	20		
4 家庭生活における活動と他の活動の両立	39	32		

※ 4段階評価について

- ① 順調に進捗している…A 概ね順調に進捗している…B
あまり進捗していない…C 進捗していない…D
- ② 十分反映された…A 概ね反映された…B あまり反映されなかった…C
反映されなかった…D
- ③ 十分に貢献した…A 一定の貢献ができた…B あまり貢献できなかった…C
貢献できなかった…D

(重点目標6) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

1 評価

- ① 社会の構成員である男女双方の意思を公正に反映させるため、審議会等への女性委員の登用や県・市町村における女性職員の登用、公立学校の教職員における女性の登用、企業における女性の参画の促進、農林水産業・商工業等自営業の分野における女性の参画の拡大、各種機関、団体、組織等における女性の参画促進が進められてきた。
また、社会のあらゆる分野における意思決定過程への女性の参画が促進されるよう、人材の育成や現状の調査・情報の提供に取り組んだ。
- ② 「女性の活躍推進」かごしま県民フォーラムを開催し、女性をはじめ多様な人材を活かすダイバーシティを推進し、経営面で成果をあげている先進的企業の講演・事例発表等を行ったことで、経営者や管理監督者、従業員等に対する意識啓発、女性活躍に向けた取組を促進するきっかけづくりとなり、多様な主体による連携体制の構築や県内で働く女性を対象とした女性ワーキンググループの設置につながった。
- ③ 県の審議会等における女性委員の登用率は、第2次基本計画に定める目標の達成に向けて概ね順調に推移するとともに、農業分野では女性委員の積極的な登用への働きかけ等により、平成27年度に県内15総合農協の全てにおいて、各農協の登用目標に沿った女性役員の登用が図られるなど、一定の成果をあげている。
- ④ 管理職任用標準試験では、受験資格を有する教職員に対し、男女を問わず受検を促したことにより、平成27年度の受験者に占める女性の割合は34.6%に増加し、数値目標を達成している。

2 今後の方向性・検討事項

- ① 政治・経済・地域などの各分野で女性の参画が少ない原因として、平成28年度の県民意識調査では、「保育・介護の支援などの公的サービスが十分でないこと」、「保育・介護・家事などにおける夫などの家族の支援が十分でないこと」の回答が多かった。
また、女性が離職せずに働き続けるために必要なことについては、「保育所や学童クラブなどの子どもを預けられる環境の整備」や「男性の家事・育児参画への理解」、「職場における育児・介護との両立支援制度の充実」という回答が多くなっている。
- ② 「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」に向けて、引き続き、審議会等への女性委員の登用促進や、県・市町村における女性職員の登用促進、公立学校の教職員における女性の登用、企業における女性の参画の促進、農林水産業・商工業等自営業の分野における女性の参画の拡大、各種機関、団体、組織等における女性の参画促進など社会の様々な分野における意思決定過程への女性の参画の促進に取り組んでいく。
- ③ 取組に当たっては、女性があらゆる分野に進出しやすくするための環境整備や意識啓発を行うほか、「女性活躍推進法」に基づく、本県の女性活躍についての推進計画を踏まえ、働く女性が能力を発揮していきいきと活躍できる環境づくりのため、企業トップや管理職等の意識改革や女性の能力発揮のための支援として、女性のキャリアアップのための能力開発やロールモデルの提示、女性のネットワークづくりの促進などに取り組んでいく。
- ④ 審議会等における女性委員の登用率については、概ね順調に推移していることから、国が第4次基本計画で示している数値目標等を参考として、次期の目標値の設定についての検討を行っていくこととする。
- ⑤ 農林水産業に従事する女性が、経営や地域づくりの担い手として明確に位置づけられ、その持てる力を十分に発揮・活用できるよう、引き続き、女性農業経営士や青年林業士、女性漁業士等の育成を推進し、女性の意欲と意識の改革を図ることで、農山漁村におけ

る男女共同参画が促進されるよう取り組んでいく。女性農業経営士については、平成27年度までに392人が認定されており、平成29年度までに400人を認定という数値目標の達成に向け順調に推移している。

- ⑥ 県や市町村職員における女性管理職の割合、教職員における女性管理職の割合など、依然として全国平均と比較して低い状況にあることや、また、農林水産業・商工業等の団体役員への女性の登用が進んでいないことなどから、女性の参画拡大に向けた実効性のある取組の実施や団体等における女性の登用を図ることが課題である。
- ⑦ 県内の常用労働者5人以上の1,000事業所を対象に毎年実施している「労働条件実態調査」の中で、平成25年度はポジティブ・アクションに関する項目について調査を実施したところ、ポジティブ・アクションに取り組む事業所の割合は、33.6%であった。平成29年度までに40%という数値目標の達成に向け、引き続き取り組んでいく必要がある。

3 目標達成に向けた具体的事例

〔行政分野における女性の参画の拡大〕

- ① 県職員に期待される能力を習得することを目的とした「一般研修」や、女性職員の能力を十分に発揮し、今後の業務に生かすこと等を目的とする「女性職員キャリアサポート研修」を実施した。

〔教育分野における女性の参画の拡大〕

- ② 学校のリーダーとしての人格、識見及び能力等を有する管理職登用を進めるための客観的な資料とするため「管理職任用標準試験」を実施するとともに、女性職員に主任を経験させることを奨励し、学校経営に積極的に参画する意識の高揚を図った。

〔雇用分野における女性の参画の拡大〕

- ③ 県男女共同参画センターにおいて、事業所における男女共同参画や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）等についての理解促進や、女性をはじめとする多様な人材を活用するダイバーシティ・マネジメントについて理解を深めるためのセミナーを開催した。
- ④ 「女性の活躍推進」かごしま県民フォーラムを開催し、女性をはじめ多様な人材を活かすダイバーシティを推進し、経営面で成果をあげている先進的企業の講演・事例発表を通して経営者等に対する意識啓発を図った。
- ⑤ 「かごしま子育て応援企業」の登録企業数は平成27年度末で315社と年々増加してきており、仕事と生活の調和を図るための環境づくりの促進に貢献できた。

〔農林水産業・商工業等自営業の分野における女性の参画の拡大〕

- ⑥ 農協においては、平成21年度のJA全国大会において、各農協原則2名以上（役員数が16名以下は1名以上）の女性役員を選出するという目標を掲げるとともに、女性枠の枠組みを設定するなど対策をとった。

〔その他の分野における女性の参画の拡大〕

- ⑦ 県男女共同参画センターにおいて、自治会等を含む地域住民を対象に、専門家による男女共同参画の視点に立ったワークショップなどを行い、女性の能力が発揮されることは地域の活性化に不可欠であるという認識の醸成を図った。

〔女性の人材育成及び人材情報の整備〕

- ⑧ 地域で男女共同参画を推進していく仕組みとして、県内各地域において、地域の実情や特性を踏まえて男女共同参画を推進する人材である「男女共同参画地域推進員」を設置し、市町村から推薦を受けた者を知事が委嘱し、地域推進員の資質向上や情報交換等のための連絡会議及び研修会を開催した。

4 参考データ

【重点目標6 数値目標】

項目	策定時	現状	目標値	
	(年度)	(年度)	数値	年度
県の審議会等委員への女性の登用率	33.9% (H23年度)	35.6% (H27年度)	40%	29
管理職任用標準試験の全受験者に占める女性の教職員の割合	18.3% (H23年度)	34.6% (H27年度)	30%	29
ポジティブ・アクションに取り組む事業所の割合	34.8% (H22年度)	33.6% (H25年度)	40%超	29
女性農業経営士の認定者数 ※4	341人 (H23年度)	392人 (H27年度)	400人	29

※ 数値目標等が設定されている計画等

※4 農山漁村における男女のパートナーシップの確立に関する指標

【県の審議会等委員への女性の登用推進】

○ 県における審議会等への女性委員の登用率

① 委員総数に占める女性割合〔数値目標：平成29年度までに40%〕

H24	H25	H26	H27	全国平均(H27)
34.4%	35.2%	35.1%	35.6%	36.4%

※各年度3月31日時点

② 職指定委員を除く委員に占める女性の割合〔目標：平成28年7月までに50%〕

H24	H25	H26	H27
53.2%	53.2%	54.1%	54.5%

※各年度3月31日時点

○ 各種委員会等における女性委員の占める割合

H24	H25	H26	H27	全国平均(H27)
14.9%	14.9%	16.1%	14.0%	19.2%

※各年度3月31日時点

【県における女性の職員の登用等の推進】

○ 県における職員研修受講者人数

	H25	H26	H27
一般研修	950人	855人	936人
女性職員キャリアサポート研修	—	—	30人

○ 県における女性の管理職の登用率（各年度4月1日時点）

	H24	H25	H26	H27	H28	全国平均(H28)
総数	4.1%	4.5%	4.8%	5.6%	6.1%	8.5%
一般行政職	3.6%	3.8%	5.1%	5.8%	6.3%	7.9%

（内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」）

○ 県職員における女性職員の比率（各年度4月1日時点）

	H25	H26	H27	H28
職員全体	20.3%	20.4%	21.2%	21.7%
県長・市以上	8.1%	8.0%	8.9%	9.6%

【市町村における女性の職員の登用等に関する助言】

○ 市町村職員における女性の管理職の登用率（各年度4月1日時点）

H24	H25	H26	H27	H28	全国平均(H28)
4.3%	4.8%	5.8%	6.3%	6.7%	13.5%

（内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」）

【公立学校の教職員における女性の登用促進】

- 管理職任用標準試験の全受験者に占める女性の教職員の割合
〔数値目標：平成29年度までに30%〕

	H25	H26	H27
全受験者数	314人	285人	309人
女性の受験者数 // 割合	83人 26.4%	66人 23.2%	107人 34.6%
女性の合格者数 // 割合	53人 63.9%	46人 69.7%	68人 63.6%

【企業における女性の参画の促進】

- 男女共同参画関連用語の周知度（県民意識調査）
※「よく知っている、聞いたことがある」と答えた人の割合

用 語	H23	H28
男女雇用機会均等法	78.6%	83.5%
男 性	81.6%	87.6%
女 性	76.5%	83.3%
女性の職業生活における活躍の 推進に関する法律 (女性活躍推進法)	—	50.5%
男 性	—	53.7%
女 性	—	49.6%

- 労働条件実態調査の調査結果
① ポジティブ・アクションに取り組む事業所の割合〔数値目標〕

	H22	H25	H29年度目標
実施している事業所	34.8%	33.6%	40%超

【仕事と生活の調和の促進】

- 女性が職業をもつことについての意識（県民意識調査）

	H23	H28	H28(内閣府)
「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」と考える人の割合	29.9%	41.4%	54.2%
男 性	31.3%	42.8%	52.9%
女 性	29.0%	41.4%	55.3%

【その他の分野における女性の参画の拡大】

- 政治・経済・地域などの各分野で女性の参画が少ない原因（県民意識調査）

	H28
保育・介護の支援などの公的サービスが十分でないこと	44.1%
男 性	39.4%
女 性	48.8%
保育・介護・家事などにおける夫などの家族の支援が十分でないこと	42.1%
男 性	36.9%
女 性	47.0%
長時間労働の改善が十分でないこと	27.7%
男 性	27.4%
女 性	28.8%
上司・同僚・部下となる男性や顧客が女性リーダーを希望しないこと	23.7%
男 性	18.8%
女 性	28.1%
現時点では、必要な知識や経験などを持つ女性が少ないこと	22.6%
男 性	23.5%
女 性	22.6%
女性自身がリーダーになることを希望しないこと	19.2%
男 性	22.1%
女 性	17.6%
企業などにおいては、管理職になると広域異動が増えること	16.1%
男 性	16.4%
女 性	16.1%

○ 女性が離職せずに働き続けるために必要なこと（県民意識調査）

		H28
保育所や学童クラブなど、子どもを預けられる環境の整備		72.5%
	男 性	72.5%
	女 性	74.4%
男性の家事・育児参画への理解・意識改革		46.1%
	男 性	45.0%
	女 性	48.0%
職場における育児・介護との両立支援制度の充実		44.0%
	男 性	42.6%
	女 性	46.2%
女性が働き続けることへの周囲の理解・意識改革		40.4%
	男 性	39.5%
	女 性	42.1%
介護支援サービスの充実		37.0%
	男 性	32.9%
	女 性	40.9%
家事・育児支援サービスの充実		33.3%
	男 性	36.7%
	女 性	31.7%
短時間勤務制度や在宅勤務制度などの導入		29.6%
	男 性	26.7%
	女 性	32.4%
男女双方の長時間労働の改善を含めた働き方改革		28.4%
	男 性	26.9%
	女 性	30.4%
育児や介護による仕事への制約を理由とした昇進などへの不利益な取扱いの禁止		23.3%
	男 性	21.2%
	女 性	25.4%
働き続けることへの女性自身の意識改革		22.9%
	男 性	22.7%
	女 性	23.4%

〔農林水産業分野における女性の人材育成〕

○ 女性農業経営士の認定者数〔数値目標〕

H26年度	H27年度	H29年度目標
381人	392人	400人

【参考】事業・取組担当課による一次評価（自己評価）集計結果

(1) 事業・取組数 30

(2) 集計表

項 目	評 価			
	A	B	C	D
① 事業・取組は、「重点目標」・「施策の方向」に沿って進捗しているか。	13	17	1	
② 「重点目標」・「施策の方向」の達成に向けたポイントは、「重点目標」・「施策の方向」の達成に十分、反映されたか。	13	15	3	
③ 事業・取組は、次に掲げる「男女共同参画の基本理念」の実現に貢献できたか。〔複数選択可〕				
1 男女の人権の尊重	18	5	1	1
2 社会における制度又は慣行についての配慮	17	6	1	1
3 政策等の立案及び決定への共同参画	15	5	1	
4 家庭生活における活動と他の活動の両立	12	6	1	1

※ 4段階評価について

- ① 順調に進捗している…A 概ね順調に進捗している…B
あまり進捗していない…C 進捗していない…D
- ② 十分反映された…A 概ね反映された…B あまり反映されなかった…C
反映されなかった…D
- ③ 十分に貢献した…A 一定の貢献ができた…B あまり貢献できなかった…C
貢献できなかった…D

（重点目標7） 男女ともに能力を発揮できる就業環境の整備の促進

1 評価

- ① 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保を促進するため、男女雇用機会均等法等関係法令や諸制度の普及・啓発、労使の相互理解と意思疎通を促進するための労働問題懇話会（労働セミナー）の開催、女性のエンパワメント促進のための講座及び事業所の意識啓発・改革のための働きかけとして、女性の登用促進・就業継続のための研修や公開講座などの取組が実施された。
- ② 農林水産業における男女共同参画を促進するため、女性認定農業者の資質向上及び経営改善や家族経営協定の普及・啓発の研修会の開催、起業活動の指導・支援等を行ったほか、漁村女性を対象とした資質向上のための研修等が実施された。
これらの取組等により、家族経営協定の締結数は概ね目標を達成するなど、一定の成果が上がっている。
- ③ 商工業等の自営業等における男女共同参画の促進については、巡回指導や講習会等の開催により商工会等における女性部員の資質向上が図られ、活動が活発化し地域の経済活動への女性の参画が促されている。
- ④ 女性の能力発揮のための支援として、就業のための知識やスキル等を習得する研修会の開催、再就職に必要な知識等習得の研修会の開催、女性が働き続けられる職場づくりのための専門家の事業所への派遣、職業訓練の実施、就業に関する相談対応・助言、起業のための知識や手法に関するセミナーの開催、新規就業のための相談等が実施された。
- ⑤ 平成28年度の県民意識調査では、女性が職業を持つことについての意識において、「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」という回答が最も多く、初めて「子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業を持つ方がよい」という回答の割合を上回った。

2 今後の方向性・検討事項

- ① 労働者が、その価値観やライフスタイル等に応じ、多様で柔軟な働き方を選択でき、それぞれの職務や能力に応じた適正な処遇・労働条件の確保等が図られるよう、引き続き、事業所等に対し労働関係法令や諸制度等の普及・啓発を図っていく。
- ② 小規模事業者では事業と家庭の境界が曖昧で、踏み込んだ指導が難しく、比較的規模の大きな事業所と比べて男女共同参画への意識の高まりが十分とは言えない状況にあることから、小規模事業者等における男女共同参画の促進を図る必要がある。
- ③ 性別による固定的な役割分担等により、現状では女性がその能力を十分に発揮できていない状況にあるため、県の女性活躍についての推進計画も踏まえ、女性の能力発揮のための支援などにより、働く女性が能力を発揮していきいきと活躍できる環境づくりや男女がともに働きやすい環境づくりに取り組んでいく。
- ④ 子育て中の女性が子ども連れでも落ち着いて相談や求職活動を行えるよう、再就職支援制度（マザーズコーナー）の利用を促すとともに、再就職等に関心を持っている女性に対する情報提供、相談、必要な知識等の習得機会の提供といった支援を行っていく。

3 目標達成に向けた具体的事例

〔雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保〕

- ① 県内の常用労働者5人以上の1,000事業所を対象に、男女雇用機会均等法の措置状況など、労働者の労働条件に関する諸制度等について総合的に調査を行い、結果の公表を

行った。

〔農林水産業・商工業等自営業の分野における就業環境の整備及び女性の経営参画の促進〕

- ② 関係機関と連携し、家族経営協定の締結が経営改善や発展につながるとされる農家に重点的に推進することにより、協定の締結数は、平成25年度の1,814戸から平成27年度は1,924戸に増加し、概ね目標を達成するなど、農業に従事する女性が経営の担い手として位置づけられ、農村における男女共同参画が促進された。

〔女性の能力発揮のための支援〕

- ③ 再就職を希望する人が子育てをしながら安心して働くことができるよう、マザーズコーナーにファミリーサポート・センター等のチラシを設置し、就労支援に加えて、子育て支援に関する情報提供の場としても活用した。

4 参考データ

【重点目標7 数値目標】

項目	策定時	現状	目標値	
	(年度)	(年度)	数値	年度
家族経営協定締結数 ※4	1735戸 (H23年度)	1924戸 (H27年度)	2200戸	29

※ 数値目標等が設定されている計画等

※4 農山漁村における男女のパートナーシップの確立に関する指標

〔女性の就労問題の把握と情報提供〕

- 国勢調査による女性の労働力人口、労働力率

①労働力人口（本県）

H7	H12	H17	H22
373,286人	377,404人	381,869人	372,749人

②労働力率

		25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳
本県	H17	73.8%	64.9%	66.2%	73.0%
	H22	77.9%	70.8%	71.1%	75.9%
全国	H17	71.6%	61.6%	62.3%	69.5%
	H22	78.7%	69.4%	68.0%	72.5%

- 職場における性別による処遇の違い（県民意識調査）

	H23	H28
「特に性別により処遇が異なっていることはない」と答えた人の割合	44.1%	45.2%
男性	40.4%	45.3%
女性	47.4%	45.0%

〔農林水産業分野における就業環境の整備及び女性の経営参画の拡大と人材育成〕

- 家族経営協定締結数〔数値目標〕

H25年度	H26年度	H27年度	H29年度目標
1,814戸	1,862戸	1,924戸	2,200戸

〔就業継続や再就職の支援〕

- 女性が職業をもつことについての意識（県民意識調査）

	H23	H28	H28(内閣府)
「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」と考える人の割合	29.9%	41.4%	54.2%
男性	31.3%	42.8%	52.9%
女性	29.0%	41.4%	55.3%

【参考】事業・取組担当課による一次評価（自己評価）集計結果

(1) 事業・取組数 28

(2) 集計表

項 目	評 価			
	A	B	C	D
① 事業・取組は、「重点目標」・「施策の方向」に沿って進捗しているか。	6	20	1	
② 「重点目標」・「施策の方向」の達成に向けたポイントは、「重点目標」・「施策の方向」の達成に十分、反映されたか。	6	20	1	
③ 事業・取組は、次に掲げる「男女共同参画の基本理念」の実現に貢献できたか。〔複数選択可〕				
1 男女の人権の尊重	13	12		
2 社会における制度又は慣行についての配慮	13	12		
3 政策等の立案及び決定への共同参画	5	5		
4 家庭生活における活動と他の活動の両立	10	7		1

※ 4段階評価について

- ① 順調に進捗している…A 概ね順調に進捗している…B
あまり進捗していない…C 進捗していない…D
- ② 十分反映された…A 概ね反映された…B あまり反映されなかった…C
反映されなかった…D
- ③ 十分に貢献した…A 一定の貢献ができた…B あまり貢献できなかった…C
貢献できなかった…D

(重点目標8) 仕事と生活の調和を図るための環境づくりの促進

1 評価

- ① 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図るための環境づくりを促進するため、労働関係法令や諸制度についての普及・啓発、再就職等に関する情報の提供、事業所等における仕事と家庭の両立支援の取組の促進、各種保育対策の促進及び育児に関する相談支援、母子家庭の母等の就業支援及び自立の支援などの取組が実施された。
- ② 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、従業員の仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組む企業の「かごしま子育て応援企業」としての登録や、仕事と家庭生活との両立支援に取り組む県内建設業者への優遇措置を設けるなど、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図るための環境づくりを事業所とともに取り組んでいる。なお、かごしま子育て応援企業の登録数については、数値目標の達成に向け、順調に推移している。
- ③ 平成28年度の県民意識調査においては、「仕事、家庭生活、地域・個人生活の関わり方」について、現実・希望ともに、仕事と家庭生活をともに優先している（したい）人の割合が最も高くなっており、引き続き、企業等の取組を推進する必要がある。
- ④ 平成28年度の県民意識調査においては、女性が離職せずに働き続けるために必要なこととして、「保育所や学童クラブなど、子どもを預けられる環境の整備」と回答した人の割合が最も多かった。また、政治・経済・地域などの各分野で女性の参画が少ない原因として、「保育・介護の支援などの公的サービスが十分ではないこと」と回答した人の割合が最も多かった。
県では、多様化するライフスタイルに対応した子育てしやすい環境づくりを推進するため、待機児童の解消を図るとともに、病院内保育所の運営費補助や、一時預かり、休日保育、延長保育、病児・病後児保育等の保育需要への対応、子育て支援拠点や放課後児童クラブ、ファミリー・サポート・センターの設置促進等に務め、多様な保育サービスの提供や児童の育成のための支援に取り組んでおり、一時預かり、延長保育の実施箇所数、地域子育て支援拠点の設置数については、数値目標を達成している。病児保育・病後児保育実施施設数、ファミリー・サポート・センターの設置数については、増加しているものの数値目標は達成には至っていない。
- ⑤ 平成27年度の労働実態調査で90.8%の事業所が育児休業制度を導入しており男性の取得率もわずかに増えているが、依然として低い水準であるため、引き続き企業等への取組を推進する必要がある。平成28年度の県民意識調査「職場における性別による処遇の違い」については、平成23年度の調査結果と比較して「育児休業や介護休業の取り易さに差がある」と回答した人の割合が増えている。

2 今後の方向性・検討事項

- ① 男女がともに社会のあらゆる活動に参画していくためには、仕事、家庭生活、地域生活等の活動にバランスをとって参画できる環境づくりが重要であることから、引き続き、仕事と生活の調和を図るための社会的気運の醸成と環境整備、多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援に取り組んでいく。
- ② 高齢者等の介護の負担を要介護者の家族に集中することなく、社会全体で支えるための介護支援体制の充実を図る。
- ③ 「女性活躍推進法」に基づく、女性活躍についての県の推進計画において、働く女性が能力を発揮していきいきと活躍できる基盤として、男女がともに働きやすい環境づくりのため、仕事と家庭生活の両立のための環境整備、男性の意識改革と家事・育児等への参画促進などに取り組んでいく。

- ④ 放課後児童クラブの設置については、平成27年度末で417箇所と数値目標を達成し、共働き等により保護者が昼間家庭にいない児童の健全育成が図られたが、依然として待機児童数が多いため、引き続き支援の拡充を図っていく必要がある。

3 目標達成に向けた具体的事例

〔仕事と生活の調和を図るための社会的気運の醸成と環境の整備〕

- ① 妊娠届の提出時に市町村が交付する母子健康手帳に合わせて「父子手帳」の交付を行い、男性（父親）の積極的な育児参加を促進し、母親の育児負担などの解消を図った。
- ② 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、従業員の仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組む企業を「かごしま子育て応援企業」として登録するとともに、登録企業の名称・取組内容等を県ホームページ・広報誌、ハローワークや若者就職サポートセンターにおける各就職窓口等において紹介した。

〔多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援〕

- ③ 地域子育て支援拠点施設は、実施市町村、設置箇所ともに増加しており、地域の子育て親子の交流や子育て関連情報の提供により、子育て中の親が抱える不安感等の緩和に貢献できた。

4 参考データ

【重点目標8 数値目標】

項目	策定時	現状	目標値	
	(年度)	(年度)	数値	年度
男性の育児休業取得率 ※3	1.4% (H23年度)	2.0% (H27年度)	増加させる	26
かごしま子育て応援企業登録数 ※3	124社 (H23年度)	315社 (H27年度)	329社	26
乳幼児の一時預かりを実施する施設数 ※3	109箇所 (H23年度)	197箇所 (H27年度)	152箇所	26
地域子育て支援拠点の設置数 ※3	72箇所 (H23年度)	84箇所 (H27年度)	79箇所	26
休日保育を実施する保育所数 ※3	23箇所 (H23年度)	22箇所 (H27年度)	60箇所	26
放課後児童クラブの設置数 ※3	285箇所 (H23年度)	417箇所 (H27年度)	323箇所	26
保育所入所待機児童数 ※3	143人 (H23年度)	182人 (H27年度)	0人	26
延長保育を実施する保育所数 ※3	322箇所 (H23年度)	392箇所 (H27年度)	356箇所	26
病児・病後児保育を実施する施設数 ※3	18箇所 (H23年度)	28箇所 (H27年度)	38箇所	26
ファミリー・サポート・センターの設置数 ※3	8箇所 (H23年度)	14箇所 (H27年度)	15箇所	26

※ 数値目標等が設定されている計画等

※3 「かごしま子ども未来プラン」(鹿児島県次世代育成支援対策行動計画)
〔平成22年度～平成26年度〕

〔仕事と生活の調和に関する意識啓発の推進〕

- 「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人生活」の関わり方(県民意識調査)

	現実(現状)	希望
仕事を優先	16.1%	4.7%
家庭生活を優先	22.0%	21.7%
仕事、家庭生活をともに優先	25.5%	26.1%
家庭生活、地域・個人の生活をともに優先	8.8%	11.9%
仕事、家庭生活、地域・個人の生活をともに優先	9.0%	16.4%

〔就業の場における仕事と家庭の両立支援の取組の促進〕

- かごしま子育て応援企業登録企業数〔数値目標〕

H25	H26	H27	目標(H26年度)
228社	263社	315社	329社

〔仕事と子育てや介護との両立のための制度等の普及、定着促進〕

- 労働条件実態調査の調査結果

①育児休業制度

	H23	H24	H25	H26	H27
制度を導入している事業所	79.7%	87.3%	83.1%	88.8%	90.8%
正規労働者における制度の利用率	男：1.4% 女：95.3%	男：6.1% 女：96.8%	男：12.7% 女：96.6%	男：1.3% 女：89.2%	男：2.0% 女：92.8%
有期契約労働者における制度の利用率	男：－ 女：90.0%	男：0.0% 女：94.8%	男：0.0% 女：75.6%	男：0.0% 女：76.1%	男：0.0% 女：88.3%

※H23男性の有期契約労働者については、集計数が少なかったため掲載していない。

②介護休業制度

	H23	H24	H25	H26	H27
制度を導入している事業所	73.7%	83.0%	78.4%	85.4%	84.8%

- 男性の育児休業取得率〔数値目標：平成26年度までに増加させる〕

H23年度	H27年度
1.4%	2.0%

- 職場における性別による処遇の違い（県民意識調査）

	H23	H28
「育児休業や介護休業の取り易さに差がある」と答えた人の割合	8.6%	10.6%
男 性	8.1%	11.5%
女 性	8.8%	9.9%

〔多様化するニーズに対応した保育・介護サービスの充実〕

- 県内の認可保育所における待機児童数〔数値目標〕

H25	H26	H27	目標(H26年度)
213人	232人	182人	0人

- 一時預かり、休日保育の実施箇所数〔数値目標〕

	H25年度	H26年度	H27年度	目標(H26年度)
一時預かり	－	119箇所	197箇所	152箇所
休日保育	23箇所	23箇所	22箇所	60箇所
延長保育	344箇所	358箇所	392箇所	356箇所
病児・病後児保育	23箇所	27箇所	28箇所	38箇所

※中核市含む

〔子育て支援拠点施設等の整備〕

- 地域子育て支援拠点の設置箇所数〔数値目標〕

H25年度	H26年度	H27年度	目標(H26年度)
77箇所	86箇所	90箇所	79箇所

- 放課後児童クラブの設置数及び待機児童数〔数値目標〕

	H25年度	H26年度	H27年度	目標(H26)
設置数	316箇所	389箇所	417箇所	323箇所
待機児童数	153人	246人	565人	－

- ファミリー・サポート・センターの設置箇所数〔数値目標〕

H25	H26	H27	目標(H26年度)
12箇所	12箇所	14箇所	15箇所

○ 政治・経済・地域などの各分野で女性の参画が少ない原因（県民意識調査）

		H28
保育・介護の支援などの公的サービスが十分でないこと		44.1%
	男性	39.4%
	女性	48.8%
保育・介護・家事などにおける夫などの家族の支援が十分でないこと		42.1%
	男性	36.9%
	女性	47.0%
長時間労働の改善が十分でないこと		27.7%
	男性	27.4%
	女性	28.8%
上司・同僚・部下となる男性や顧客が女性リーダーを希望しないこと		23.7%
	男性	18.8%
	女性	28.1%
現時点では、必要な知識や経験などを持つ女性が少ないこと		22.6%
	男性	23.5%
	女性	22.6%
女性自身がリーダーになることを希望しないこと		19.2%
	男性	22.1%
	女性	17.6%
企業などにおいては、管理職になると広域異動が増えること		16.1%
	男性	16.4%
	女性	16.1%

○ 女性が離職せずに働き続けるために必要なこと（県民意識調査）

		H28
保育所や学童クラブなど、子どもを預けられる環境の整備		72.5%
	男性	72.5%
	女性	74.4%
男性の家事・育児参画への理解・意識改革		46.1%
	男性	45.0%
	女性	48.0%
職場における育児・介護との両立支援制度の充実		44.0%
	男性	42.6%
	女性	46.2%
女性が働き続けることへの周囲の理解・意識改革		40.4%
	男性	39.5%
	女性	42.1%
介護支援サービスの充実		37.0%
	男性	32.9%
	女性	40.9%
家事・育児支援サービスの充実		33.3%
	男性	36.7%
	女性	31.7%
短時間勤務制度や在宅勤務制度などの導入		29.6%
	男性	26.7%
	女性	32.4%
男女双方の長時間労働の改善を含めた働き方改革		28.4%
	男性	26.9%
	女性	30.4%
育児や介護による仕事への制約を理由とした昇進などへの不利益な取扱いの禁止		23.3%
	男性	21.2%
	女性	25.4%
働き続けることへの女性自身の意識改革		22.9%
	男性	22.7%
	女性	23.4%

【参考】事業・取組担当課による一次評価（自己評価）集計結果

(1) 事業・取組数 25

(2) 集計表

項 目	評 価			
	A	B	C	D
① 事業・取組は、「重点目標」・「施策の方向」に沿って進捗しているか。	10	14		
② 「重点目標」・「施策の方向」の達成に向けたポイントは、「重点目標」・「施策の方向」の達成に十分、反映されたか。	11	12	1	
③ 事業・取組は、次に掲げる「男女共同参画の基本理念」の実現に貢献できたか。〔複数選択可〕				
1 男女の人権の尊重	9	6		
2 社会における制度又は慣行についての配慮	14	7		
3 政策等の立案及び決定への共同参画	3	2		
4 家庭生活における活動と他の活動の両立	15	3		

※ 4段階評価について

- ① 順調に進捗している…A 概ね順調に進捗している…B
あまり進捗していない…C 進捗していない…D
- ② 十分反映された…A 概ね反映された…B あまり反映されなかった…C
反映されなかった…D
- ③ 十分に貢献した…A 一定の貢献ができた…B あまり貢献できなかった…C
貢献できなかった…D

（重点目標9） 男女共同参画の視点に立った地域づくり活動の推進

1 評価

- ① 県男女共同参画センターの機能の充実，男女共同参画地域推進員など地域で男女共同参画を推進する人材の育成や団体の活動支援，市町村やNPO等との連携，協働により，地域における男女共同参画推進の基盤づくりを進め，性別や世代を超えた多様な立場の人々による地域づくり活動，知識や経験を生かした高齢男女の社会参加，観光，国際交流，環境等分野での取組が推進されたことにより，男女共同参画の視点に立った地域づくり活動が推進された。
- ② 地域社会の中で，男女平等であると感じている人の割合は約3割に過ぎず，依然として女性の多くが不平等と感じており，国と比較しても，その割合が特に低いことから，その解消が課題である。
- ③ 公共的団体や自治会組織等における方針決定過程への女性の参画は依然として進んでいないことから，住民への意識啓発など，実効性のある取組が課題である。
- ④ 地域における活動への参加状況については，平成23年度の県民意識調査では「特に何もしていない」という回答が最も多かったが，平成28年度の県民意識調査では，「自治会，町内会など地区を単位とした団体活動」と回答した割合が最も多かった。

2 今後の方向性・検討事項

- ① 男女がともに地域で生活する者としての視点に立ち，課題の解決や地域の活性化を図っていくことが重要であることから，引き続き，行政，自治会，ボランティア，NPO，企業など地域の多様な主体が協働して地域課題の解決に向けた取組を行い，男女共同参画の視点に立った地域づくりを進めていく。
- ② 県男女共同参画センターに登録されている男女共同参画の推進に取り組む団体の数は，平成27年度末で39団体となっており，目標に向けて登録数の増を目指し，引き続き，センター事業を協働・連携して行う団体等を発掘し，支援や育成に取り組んでいく必要がある。
- ③ 地域社会における活動の場では，実際には多くの女性が活躍しているにも関わらず，方針決定過程に参加している女性は依然として多くないことから，地域の方針決定過程における女性の参画を進めるために，市町村等と連携して，町内会など自治会組織を中心に，住民への意識啓発による理解の促進に努めていく。
- ④ 平成28年4月1日現在，28市町で男女共同参画地域推進員が設置され着実に増加しているが，15町村で未設置となっているため，目標である地域推進員の全市町村での設置と男性の地域推進員の増員を目指して，市町村への働きかけや地域推進員の資質向上のための実践的研修等によりフォローアップに努める必要がある。
- ⑤ 高齢社会を豊かで活力ある社会としていくためには，高齢期の男女が共にその意欲や能力に応じて社会とのかかわりを持ち続け，他の世代と共に，社会を支える重要な一員として参画することが大切であることから，就業機会の確保，ボランティア活動やスポーツ活動等への参加など，社会参画を促進する。取組に当たっては，性別による役割の固定化を助長することのないように配慮し，進めていく。
- ⑥ 引き続き，安全・安心なまちづくり，観光，環境，国際交流などの分野において，多様な発想，ニーズを生かした取組を進めるとともに，地域社会におけるNPO等の活動の支援を行い，男女共同参画の視点に立ったニーズの把握や課題の解決により，共生・協働の地域社会づくりが図られるよう支援していく。

3 目標達成に向けた具体的事例

【地域における男女共同参画推進の基盤づくり】

- ① 「男女共同参画の視点」を立てた地域課題を解決するための実践活動を、NPOや自治会などの地域づくりを行う団体との連携、協働により行ったことから、地域における男女共同参画についての理解が広く浸透するとともに、男女共同参画推進の基盤づくりにつながった。

また、県男女共同参画センターとの協働が終了した後も、協働の相手方である事業実施団体において継続して実施し、対象地区が拡大するなど、事業の成果が他地域へ波及しつつある。

- ② 地域推進員の委嘱に際し、市町村へ制度の趣旨説明や働きかけを行い、男女共同参画の推進に熱意と奉仕的精神を有する人材を確保することができた。

また、地域推進員の資質向上や情報交換等の連絡会議及び研修会等の実施に当たって、市町村担当者も参加することにより、各地域で男女共同参画を推進するための地域推進員と行政との連携が図られた。平成28年4月1日現在で、28市町村において79名の男女共同参画地域推進員が委嘱され、それぞれの地域での活動により、地域における男女共同参画の推進に貢献している。

【男女共同参画の視点に立った地域コミュニティ活動等様々な地域づくり活動の促進】

- ③ ホームページ「かごしまシニア応援ネット」では、アクセス件数、メールマガジン会員数が増加しており、高齢者の社会参加の促進を図ることができた。

- ④ 地域見守りネットワーク支援事業では、地域住民が主体となった見守りグループの立ち上げ支援を行うことで、高齢者等、援護を必要とする人を男女が協働して地域全体で支えるネットワークづくりを促進することができた。

4 参考データ

【重点目標9 数値目標】

項目	策定時	現状	目標値	
	(年度)	(年度)	数値	年度
県男女共同参画センターに登録されている男女共同参画の推進に取り組む団体の数	27団体 (H23年度)	39団体 (H27年度)	50箇所	29
県男女共同参画地域推進員が設置されている市町村の割合	53.5% (H23年度)	65.1% (H27年度)	100%	29

【鹿児島県男女共同参画センターの機能の充実】

- 県男女共同参画センターの認知・利用経験（県民意識調査）

※「知っている、利用したことがある」と答えた人の割合

	H23	H28
「意識啓発・人材育成事業（セミナーや講座、イベント、展示等）」について	30.7%	13.9%
「相談事業（電話相談・面接相談等）」について	31.6%	10.4%
「情報提供事業（センターだより、図書等）」について	28.1%	12.1%

【男女共同参画の推進役となる人材の育成・支援】

- 男女共同参画地域推進員委嘱者数・市町村数（各年度4月1日現在）

	H26	H27	H28
市町村数	27市町	27市町	28市町
(市町村の割合)	(62.8%)	(62.8%)	(65.1%)
委嘱者数	66人	73人	79人

- 男女共同参画センターに登録されている男女共同参画の推進に取り組む団体数

	H25	H26	H27	目標(H29年度)
登録団体数	36団体	40団体	39団体	50団体

○ 男女の地位の平等感（県民意識調査）
 ※男女平等であると感じる人の割合

		H23	H28	H28(内閣府)
地域社会の中で		29.6%	29.1%	47.2%
	男 性	37.9%	37.8%	50.0%
	女 性	23.5%	23.6%	44.8%

【参考】事業・取組担当課による一次評価（自己評価）集計結果

- (1) 事業・取組数 42
 (2) 集計表

項 目	評 価			
	A	B	C	D
① 事業・取組は、「重点目標」・「施策の方向」に沿って進捗しているか。	13	28	1	
② 「重点目標」・「施策の方向」の達成に向けたポイントは、「重点目標」・「施策の方向」の達成に十分、反映されたか。	17	24	1	
③ 事業・取組は、次に掲げる「男女共同参画の基本理念」の実現に貢献できたか。〔複数選択可〕				
1 男女の人権の尊重	29	12		
2 社会における制度又は慣行についての配慮	27	9		
3 政策等の立案及び決定への共同参画	20	11	1	
4 家庭生活における活動と他の活動の両立	21	10		

※ 4段階評価について

- ① 順調に進捗している…A 概ね順調に進捗している…B
 あまり進捗していない…C 進捗していない…D
 ② 十分反映された…A 概ね反映された…B あまり反映されなかった…C
 反映されなかった…D
 ③ 十分に貢献した…A 一定の貢献ができた…B あまり貢献できなかった…C
 貢献できなかった…D

Ⅲ 施策の評価（戦略的取組）

戦略的取組の全般的評価

- ① 戦略的取組の主たる目的は、県としての重要課題をより明確にすることにある。このため、重点的、部局横断的に取り組むべき課題を明確化し、その課題に対して、可能な限り経営資源を集中させるために、6つの戦略的取組を設定した。
- ② 戦略的取組の推進に当たり必要な視点として、まず一つ目に「戦略的取組に相応する事業があること」がある。戦略的取組①「子どもの頃から男女共同参画の理解を深めるための教育現場における取組の推進」においては、「子どもたちの男女共同参画学びの広場事業」を実施することにより、地域全体の人権意識や男女平等意識の醸成が図られた。
- ③ また、二つ目には「特定の課題に対し、各部局が連携して課題に対応していること」がある。戦略的取組②「産業分野における女性の活躍の促進」においては、「女性の活躍推進」かごしま県民フォーラムの開催に当たって、男女共同参画所管課、農林水産業、商工業、労働等、所管課が連携して課題解決に向けた取組を行った。
- ④ さらに、三つ目には「経営資源（財務的資源、人的資源、ノウハウ等）の集中化」がある。戦略的取組⑥「誰もが出番と居場所のある地域づくり活動の促進」においては、「そよ風事業～誰もが安心して暮らせる地域づくり事業」を、県男女共同参画センターが実施主体となり、NPO共生・協働・かごしま推進事業（共生・協働推進課所管）を活用し、自治会や市、自治会内に施設を持つ社会福祉法人等と協働で実施することで、多様な主体の財務的・人的資源、ノウハウを集中化させて取り組んだ。
- ⑤ 次期計画においては、戦略的取組の目的を踏まえ、取組をさらに推進していくことが求められる。

■施策の評価（戦略的取組）

（戦略的取組①） 子どもの頃から男女共同参画の理解を深めるための教育現場における取組の推進

1 戦略的取組の取組状況

【関連する重点目標】

重点目標2：男女共同参画を正しく理解し、社会のあらゆる分野において推進する教育・学習の充実

重点目標4：男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶

【主な取組】

- ・児童・生徒への男女共同参画の理解を深めるための学習の提供
- ・教職員や保護者を対象とした男女共同参画についての研修の実施
- ・生徒に対する男女共同参画の視点を踏まえたキャリア教育の実施
- ・生徒に対するリプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に基づく人権の視点に立った性教育の実施
- ・生徒や学生を対象とした交際相手からの暴力を未然防止する教育の実践

【主な関係課】

男女共同参画室，かごしま県民交流センター男女共同参画推進課，学事法制課
義務教育課，高校教育課，社会教育課，人権同和教育課

- ① 性別に焦点を当てた最も身近な人権問題について当事者意識を持って考える男女共同参画の学びを通して、人権意識や男女平等意識が醸成されることにより、自己肯定感や自己尊重観が育まれ、多様な生き方・働き方を主体的に選択する力が身につくようになる。このため、県男女共同参画センターでは、戦略的取組①の主要事業となる「子どもたちの男女共同参画学びの広場事業」として、教育委員会と連携し、子どもの頃から男女共同参画の理解を深めるために、小中学校において、子ども、教職員、保護者、地域住民等を対象に参加体験型のワークショップやセミナーを実施した。
- ② さらに、ワークショップをサポートする学生を養成するため、ワークショップ学生等サポーター養成講座を開催し、若い世代への男女共同参画についての理解の浸透を図るとともに、学校における男女共同参画に関する参加型学習（ワークショップ）の実践者の養成を行った。
- ③ また、男女共同参画センターでは、学校への男女共同参画お届けセミナーとして、生徒や教職員、保護者のデートDVに関する理解を深め、若年層に対するデートDV防止の取り組みの促進を図るため講師を派遣し、デートDV等暴力の未然防止や人権問題等をテーマにした学習機会を提供するとともに、デートDV予防のための活動をピア（同じ立場、同じ悩みを持つ仲間）という関係において行う高校生ピアサポーター養成講座を実施した。
- ④ 「自己理解と自己実現をめざす進路指導」として、小・中・高等学校の要望により、企業から講師を派遣して出前授業や講演会、インターンシップを行うことにより、児童・生徒に学ぶことの意味や楽しさを伝えるとともに、性別による役割の固定化を助長すること等のない男女共同参画の視点に立った勤労観・職業観の育成を図りながら、自己実現のための自己肯定感を育むキャリア教育を推進した。
- ⑤ 中学・高校生を対象とした「未来を拓くキャリア教育の推進」事業では、インターンシップや講師派遣事業を通して、男女共同参画の視点に立ったキャリア教育の推進を図った。
- ⑥ 進路・就職指導に携わる教育関係者を対象とする研修会では、自己理解や就業理解に基づき、性別に関わらない進路選択や自己実現のための意思決定、自己肯定感を育てることなど、男女共同参画の視点を踏まえたキャリア教育の研修を行った。
- ⑦ 保健所では、学校等の依頼に応じ、健康教育を実施し、思春期の子どもや保護者、学校関係者を対象に、健康教育を実施し、性について正しい情報を適切に提供し、望まない妊娠の予防等教育により人権尊重や自己決定の促進などを行った。また、連絡

会等を実施し、家庭、学校、地域、行政、保健・医療従事者等の関係機関や団体などと連携を図り、社会全体で思春期の子どもたちを支える環境づくりを推進した。

- ⑧ 小・中・高校では、保健学習のみでなく、学級担任と保健体育の担当教諭がチームを組んで、他教科等と連携を図り、発達段階に合わせた性教育を行った。
- ⑨ 教育委員会では、人権教育推進事業として、自他を大切にする行動力の育成を目標に取り組んでおり、男女の人権を侵害するあらゆる暴力を許さないことについても人権教育研修資料「なくそう差別 築こう明るい社会」（全ての教職員等に配布）等を使用し学校や家庭における男女平等の意識の高揚や男女間の人間関係づくりに向けた研修を行った。

2 評価

- ① 取組に当たって、学校教育以外の所管課が連携し、とりわけ人権教育については、複数の関係部局が連携するなど、多様な主体が関わった取組が推進されている。
- ② 「子どもたちの男女共同参画学びの広場事業」では、平成25年から平成27年度までの3年間に、29校（小学校22校、中学校7校）、約3,500名（児童・生徒：約2,700名、教職員、保護者・地域住民等：約800名）が参加し、地域全体の人権意識や男女平等意識の醸成を図り、子どもたちの学びがきっかけとなり、大人の意識が変わるなど取組の効果が少しずつ広がっている。
- ③ 「戦略的取組6：誰もが出番と居場所のある地域づくり活動の促進」の実施事業として平成26年度に県男女共同参画センターが実施した「そよ風事業」の協働の相手方である自治会は、平成25年度に「子どもたちの男女共同参画学びの広場事業」を実施した小学校区内にあり、子どもたちが学んだ人権意識や男女平等意識が大人に広がり、共有できたことが下地となっているなど、戦略的取組の有機的な連携が図られている。
- ④ 男女共同参画社会を実現するための国の推進機関である独立行政法人国立女性教育会館の研修において、「子どもたちの男女共同参画学びの広場事業」の報告を行うとともに、同会館による視察が行われた。
- ⑤ 「子どもたちの男女共同参画学びの広場事業」の実施に当たって、地域の中で男女共同参画の推進役として活動を行っている男女共同参画地域推進員と連携、協働して進めることにより、地域に根ざした取組の推進が図られつつあり、これまでの実績を踏まえ、実施範囲の拡大を図り、県内の各地域で取組を広げるため、ワークショップ実践者の養成や意識啓発を効果的に促進する取組を推進する必要がある。

3 今後の方向性・検討事項

- ① 平成28年度に実施した県民意識調査において、男女共同参画社会を形成していくために、県が力を入れるべきことについての回答で最も多かったのは、前回の平成23年度と同様に、「子どもの頃から、男女の平等や相互の理解・協力についての学習を充実させる」であり、市町村担当課、県・市町村教育委員会や男女共同参画地域推進員との協働により、今後さらに、県内各地域で男女共同参画の意識の定着を図るよう努める。
- ② 男女共同参画社会の実現には、教育・学習の果たす役割が極めて重要であることから、引き続き、学校教育において、児童・生徒の発達段階に応じた、人権の尊重、男女の平等、男女の相互理解の重要性等についての指導の充実を努めていく。
- ③ 取組に当たっては、性別による固定的な役割分担意識により、本来、児童・生徒一人ひとりが持っている生きる力の育成が阻害されないよう留意し、また、教育に携わる者が知らず知らずのうちに男性、女性のあるべき姿のイメージを児童・生徒に植え付けたり、性別による固定的役割分担意識にとらわれた関わり方をしないよう、男女共同参画の正しい理解のもとに進めていく。

■施策の評価（戦略的取組）

（戦略的取組②） 産業分野における女性の活躍の促進

1 戦略的取組の取組状況

【関連する重点目標】

重点目標6：政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

重点目標7：男女ともに能力を發揮できる就業環境の整備の促進

【主な取組】

- ・女性による起業の支援
- ・様々な産業分野におけるポジティブ・アクションの取組の促進と女性の人材育成
- ・政策・方針決定過程への女性の登用促進

【主な関係課】

男女共同参画室，かごしま県民交流センター男女共同参画推進課，農業経済課
環境林務課，森林経営課，商工政策課，水産振興課，雇用労政課，監理課

- ① 産業分野を含めあらゆる分野における女性の参画の拡大，活躍に資するため，関係機関・団体と連携し，「女性の活躍推進」かごしま県民フォーラムを開催し，「男性は主要な業務，女性は補助的業務」といった固定的性別役割分担意識に基づく職業観の解消や長時間労働が可能であることなどを前提に評価されてきた男性中心型労働慣行の変革及び仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現等について，県民・企業等への意識啓発を図った。
- ② 県男女共同参画センターでは，女性の能力發揮のための支援として，子育て中の女性や働く女性など，様々な女性を対象に，「働く」ことの意味の見つめ直し，就業のための知識やスキルの習得，暮らしに関わる法制度等，女性のエンパワメント促進のための講座を開催した。また，事業所に対しては，意識啓発・改革のための働きかけとして，女性の登用促進・就業継続のための研修や公開講座を行った。
- ③ また，女性が働き続けられる職場づくりとして，女性が男性とともに，その個性と能力を十分に發揮し，働き続けられる就業環境の整備のため，多様性トレーナーや社会保険労務士などの専門家を事業所へ派遣し，全社員を対象としたワークショップや経営層・従業員を対象にした職場環境整備コンサルティングを実施した。
- ④ 起業支援として，創業を意図する人を対象に，ビジネスプランの策定方法や経営に関する基礎知識を習得するセミナー等を実施した。
- ⑤ 農林水産業の分野における女性の人材育成として，経営，方針決定の場における女性の参画の意欲と能力を高めるための研修会の開催等を行った。

2 評価

- ① 平成28年度の県民意識調査では，女性が職業を持つことについての意識において，「子どもができて，ずっと職業を続ける方がよい」という回答（41.4%）が最も多く，初めて「子どもができたなら職業をやめ，大きくなったら再び職業を持つ方がよい」という回答（39.5%）の割合を上回った。
- ② また，「女性の活躍推進」かごしま県民フォーラムの開催が契機となって，本県の女性活躍に向けた取組を推進するための，経済団体，農林水産団体，大学，行政など多様な主体で構成する鹿児島県女性活躍推進会議が設立された。また，その下に，施策の推進に向けた意見交換や取組の検討を行う，働く女性で構成する女性ワーキンググループが設置されるなど，働く女性のネットワークの形成が図られている。
- ③ 戦略的取組として位置付けて，産業分野における女性の活躍の促進についての施策

を展開したことを基盤として、平成27年8月に制定された、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）に基づき、働く女性の活躍に資する取組の推進が図られつつあるが、今後さらに取組を加速化する必要がある。

3 今後の方向性・検討事項

- ① 「女性活躍推進法」に基づき、本県の女性活躍についての推進計画を策定し、自らの希望により、働き又は働こうとするすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮し、男女がともに安心していきいきと働くことができる「鹿児島」の実現を目指す。
- ② 女性活躍に向けた推進計画においては、働く女性が能力を発揮していきいきと活躍できる環境づくりや男女がともに働きやすい環境づくりのため、企業トップや管理職等の意識改革や起業などを含めた女性の能力発揮のための支援、仕事と家庭生活の両立のための環境整備、男性の意識改革と家事・育児等への参画促進などに取り組んでいく。

■施策の評価（戦略的取組）

（戦略的取組③） 男性の固定的性別役割分担意識の解消と仕事と家庭・地域活動との調和のための意識啓発と環境整備

1 戦略的取組の取組状況

【関連する重点目標】

重点目標1：男女共同参画社会の形成を阻害する社会制度・慣行の見直し，意識の改革

重点目標2：男女共同参画を正しく理解し，社会のあらゆる分野において推進する教育・学習の充実

重点目標8：仕事と生活の調和を図るための環境づくりの促進

【主な取組】

- ・男性を対象とした男女共同参画に関する学びと交流の場の提供
- ・男性相談窓口の充実

【主な関係課】

男女共同参画室，かごしま県民交流センター男女共同参画推進課，雇用労政課
広報課，人権同和对策課

- ① 県男女共同参画センターでは，男性への意識啓発として，男女共同参画への正しい理解，職場や家庭における固定的役割分担意識の気づきと解消，自分らしく生きるための一歩を踏み出す契機となる男性のためのセミナーを開催し，受講生同士の交流会も実施した。また，男女共同参画の推進に必要な基礎的知識や手法を学び，地域等における推進役となる人材を育成するための男女共同参画基礎講座や男女共同参画地域協働推進講座等においても，男性に向けて男女共同参画に関する理解促進を図った。
- ② 県男女共同参画センターの相談室において，性別に起因する（男女共同参画を阻害する行為に関する）問題や悩みを抱える男性を支援するため，男女共同参画相談員が対応する一般相談（電話相談）及び精神科医，男性相談員が対応する専門相談を実施した。
- ③ また，県内企業の事業主や人事・労務管理担当等を対象に，仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図るための社会的気運の醸成と環境整備のためのセミナーを開催した。

2 評価

- ① 男性のための男女共同参画セミナーでの出会いをきっかけとして，参加者からなるグループが設立され，県男女共同参画センターの協働・連携の登録団体となり，活動支援や情報の共有化が図られつつある。
- ② 男性が抱える社会的性別に起因する問題や悩みに寄り添い，男女共同参画の視点を持って相談に対応し，解決に向かう支援を行っている。
- ③ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関するセミナーの開催により，企業の具体的な取組を促進するきっかけづくりとなっている。
- ④ 男性にとってだけでなく，女性活躍を推進するためにも，男性の固定的役割分担意識の解消や仕事と家庭・地域活動との調和のための意識啓発と環境整備に取り組むことが必要である。

3 今後の方向性・検討事項

- ① 男女共同参画社会は、多様な生き方を尊重し、全ての人々が職場、地域、家庭などあらゆる場面で活躍できる社会であり、男性にとっても暮らしやすい社会であることから、引き続き、男性の男女共同参画の理解促進のため積極的な働きかけを行っていく。
- ② 「女性活躍推進法」に基づく、女性活躍についての県の推進計画において、男女がともに働きやすい環境づくりのため、仕事と家庭生活の両立のための環境整備、男性の意識改革と家事・育児等への参画促進などに取り組んでいく。

■施策の評価（戦略的取組）

（戦略的取組④） 女性が働き続けることができ、暮らしていけるための雇用の問題
解消等セーフティネット機能の充実

1 戦略的取組の取組状況

【関連する重点目標】

重点目標7：男女ともに能力を發揮できる就業環境の整備の促進

【主な取組】

- ・女性に対する就労訓練や研修機会の提供，相談対応等による新規就労，就労継続，再就職等の支援

【主な関係課】

男女共同参画室，かごしま県民交流センター男女共同参画推進課，雇用労政課
子ども福祉課

- ① 県男女共同参画センターにおいて，女性が働き続けられる職場づくりとして，女性が男性とともに，その個性と能力を十分に發揮し，働き続けられる就業環境の整備のため，多様性トレーナーや社会保険労務士などの専門家を事業所へ派遣し，全社員を対象としたワークショップや経営層・従業員を対象にした職場環境整備コンサルティングを実施した。
- ② 働きたい女性の再就職の支援として，結婚・出産・子育て等を理由に就労を中断し，再就職を希望しているものの，ブランク等による不安からスムーズに求職活動を行えない女性を対象に，再就職に必要な知識等を習得するための研修を実施した。
- ③ 雇用セーフティネット対策として，母子家庭の母等に対して，民間の教育訓練機関等地域の多様な委託先を活用し，訓練受講及び就職への準備講習や職業訓練を実施した。
- ④ 県男女共同参画センター相談室では，性別に起因する悩みや問題を抱える女性を支援する（その中で，再就職等就労に悩みや問題を抱える女性も支援する。）ため，男女共同参画相談員が対応する一般相談（電話相談・面接相談）と，必要に応じて弁護士や精神医等が対応する専門相談を実施した。
- ⑤ 農林水産業分野において，新規就農支援や森林整備担い手育成，漁業生産の担い手育成のための研修等を実施したほか，福祉分野において福祉職場就職支援講座等を実施した。
- ⑥ ひとり親家庭等就労支援として，就業相談や就業支援講習会の実施，就業支援サービスを提供し，また，就業を促進するため，就職に有利となる資格取得に対して生活費の支援を行った。

2 評価

- ① 女性が働き続けられる職場づくり事業により，多様性を受容，尊重し，組織の中に生かしていくことの重要性を労使がともに共有し，組織風土の見直しや意識改革のきっかけづくりとなっている。
- ② 女性の能力發揮のための支援として，各種施策を展開することにより，雇用機会の創出・確保，個人の様々な生き方に沿った切れ目のない支援等の推進が図られている。

3 今後の方向性・検討事項

- ① 性別による固定的な役割分担等により、現状では様々な分野においてまだ女性がその能力を十分に発揮できていない状況にあるため、引き続き、女性がチャレンジできる環境づくりに取り組んでいく。
- ② 取組に当たっては、子育て中の女性が子ども連れでも落ち着いて相談や求職活動を行えるよう、再就職支援制度（マザーズコーナー）の利用を促すとともに、再就職等に関心を持っている女性に対する情報提供、相談、能力開発の学習機会の提供といった支援を行っていく。
- ③ 育児等のために退職した女性が再チャレンジとして起業に取り組む際に、事業経営等の知識が十分でない場合が多いことから、起業に関心を持っている女性に対する支援にも取り組んでいく。
- ④ 「女性活躍推進法」に基づく、本県の女性活躍についての推進計画において、女性の能力発揮のための支援として、離職した女性の再就職支援や起業や新規就業に対する支援などに取り組んでいく。

■施策の評価（戦略的取組）

（戦略的取組⑤） 配偶者等からの暴力被害者に対する切れ目のない支援の充実

1 戦略的取組の取組状況

【関連する重点目標】

重点目標4：男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶

【主な取組】

- ・地域における各配偶者暴力相談支援センターを核とした警察，市町村，関係機関・団体のネットワークの強化
- ・相談員等被害者支援に係わる人材を養成する講座の開催

【主な関係課】

男女共同参画室，かごしま県民交流センター男女共同参画推進課，子ども福祉課
社会福祉課，住宅政策室，警察本部生活安全企画課相談広報課被害者支援室

- ① 「県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」に基づき，県内14箇所の配偶者暴力相談支援センター，警察，市町村，関係機関・団体などが連携し，被害者への相談対応，一時保護，情報提供を行った。
- ② 雇用，福祉，司法，警察，医療・保健，心理，民間支援，市町村，県など約30の関係機関・団体が一同に会する「配偶者等からの暴力対策会議」を開催し，情報交換を行うとともに，連携強化，DV対策について協議した。
- ③ 県警察本部では，各警察署や地域ごとに連絡会議を開催し，配偶者からの暴力事案及びストーカー事案に関する相談及び被害者等の保護対応に従事する関係機関（裁判所，保護観察所，県男女共同参画室，県女性相談センター，児童相談所，地域振興局等）と連携，情報共有を図った。
- ④ 3センター相談業務連絡会議として，県男女共同参画センター，県女性相談センター，鹿児島市男女共同参画センターの連携強化を図るため意見交換会や合同研修会を開催した。
- ⑤ 市町村の実情に応じた，配偶者等からの暴力防止及び被害者支援を図るため，市町村職員，相談員等を対象とした研修会への講師派遣や，「県・市町村DV担当課長等研修会」を開催し，DV基本計画の策定，市町村の主体的な取組等について説明を行った。
- ⑥ 配偶者暴力相談支援センター等に専門的助言を行うコーディネーターを派遣し，DVに係る相談業務等への助言・支援を行うとともに，DV相談員養成講座の開催により相談員等の人材育成を行い，相談体制の充実を図った。
- ⑦ 県男女共同参画センターにおいて，市町村や民間団体等のDV被害者の支援を行う相談員等を対象に「ジェンダー視点」を立てた相談技術の向上を図るための相談業務研修会等を開催した。また，男女共同参画相談員を対象としたスーパービジョンを年4回程度行い資質向上を図った。
- ⑧ 婦人保護事業に従事する相談員（各市町村担当職員・婦人相談員，県下警察署担当職員，婦人保護施設職員，母子生活支援施設職員等）を対象に研修会を開催した。

2 評価

- ① 「配偶者等からの暴力対策会議」，「配偶者からの暴力事案相談業務に係る関係機関連絡会議」の開催により，関係機関が一堂に会し，情報の共有が図られている。

- ② 相談員等の被害者支援に携わる人材の養成講座をはじめとする各種講座の開催により、相談員の資質向上が図られている。
- ③ 全市町村において総合調整担当課及び相談窓口担当課が決められており、また、平成25年度に2市3町、平成26年度に6市、平成27年度に1町がDV基本計画を策定（平成28年4月1日現在、11市17町がDV基本計画策定）し、平成28年4月1日現在で24市町においてDV庁内連絡会議が設置された。
- ④ 平成28年度に実施した県民意識調査によると、配偶者等からの身体的暴力について、5人に1人の女性が被害の経験があると回答しており、依然として深刻な状況にあることから、配偶者暴力相談支援センター、警察、市町村、関係機関・団体等とのネットワークの強化や相談員等の資質向上を進め、配偶者等からの暴力被害者に対する切れ目のない支援の充実を図る必要がある。

3 今後の方向性・検討事項

- ① 配偶者等からの暴力の根絶は、男女共同参画社会を形成する上での喫緊な課題であり、今後とも、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」及び「鹿児島県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」に基づき、被害者の立場に立ち迅速かつ適切な対応に努めていく。
- ② 「配偶者等からの暴力対策会議」等により、関係機関が連携を強化し、早期発見、相談、保護、生活・就業等の支援など、被害者の相談対応、保護から自立まで切れ目のない支援を行っていく。
- ③ 市町村における基本計画の策定や配偶者暴力相談支援センターの指定、DV庁内連絡会議の設置について、引き続き、研修の実施等により市町村の取組を支援していく。

■施策の評価（戦略的取組）

（戦略的取組⑥） 誰もが出番と居場所のある地域づくり活動の促進

1 戦略的取組の取組状況

【関連する重点目標】

重点目標⑨：男女共同参画の視点に立った地域づくり活動の推進

【主な取組】

- ・男女共同参画の視点に立った地域課題解決型実践活動の支援

【主な関係課】

男女共同参画室，かごしま県民交流センター男女共同参画推進課，共生・協働推進課
長寿・生きがい推進室，介護福祉課，障害福祉課，社会福祉課

- ① 県男女共同参画センターにおいて、NPO共生・協働・かごしま推進事業を活用し、NPOや自治会、関係機関、市町村など地域に根ざした多様な主体と協働して、地域づくりに「男女共同参画の視点」が必要であることへの理解促進とその視点を立てて地域課題を解決する実践活動を行った。
- ② 「一人ひとりの人権が尊重され、障害者・ひとり親等誰もが安心して暮らしていける地域コミュニティづくりのための基盤づくり事業」（平成25年度）では、NPO法人等と協働で、一人ひとりの人権の尊重を基盤とする男女共同参画の視点を踏まえた地域コミュニティの基盤づくりとして、コミュニティサロンの設置及び運営を行い、地域コミュニティにおけるダイバーシティ教育・学習活動として講演会、ワークショップを開催した。
- ③ 「そよ風事業～誰もが安心して暮らせる地域づくり事業」（平成26年度）では、自治会や自治会内に施設を持つ社会福祉法人等と協働で、住民同士が互いの違いを認め合いながら、誰もが安心して暮らせるネットワークを構築し、性別や年齢、障害の有無等にかかわらず一人ひとりが大切にされる地域社会づくりを目的に、高齢者や障害者を理解する学習会やまち歩き、新聞づくりの実施、認知症高齢者の徘徊模擬訓練、事業報告及び記念講演会の開催、インターネットを活用した情報の発信を行った。活動を開始するに当たって、男女共同参画をテーマに参加体験型のワークショップを行った。
- ④ 県内の各地域において男女共同参画社会の形成に関する理解の浸透を図るため、地域の実情や特性を踏まえて、県や市町村等と協働して、地域の男女共同参画の推進役として活動する男女共同参画地域推進員を知事が委嘱した。また、地域推進員の資質向上や情報交換等のための連絡会議及び研修会を開催した。
- ⑤ 共生・協働の地域コミュニティづくり推進事業では、地域コミュニティの基盤となる自治意識の向上や住民参画の仕組みづくりを目的とした住民ワークショップを開催し、地域づくりは住民一人ひとりが基礎であり、その声を丁寧に拾えるような住民参画の仕組みをつくることの重要性を繰り返し説明し、参加者に理解してもらうよう努めた。また、地域には多様な考えや境遇を持った人々が生活していることへの気づきを参加者に促すなど、人権意識の醸成に留意した。

2 評価

- ① 「男女共同参画の視点」を立てた地域課題を解決するための実践活動を、NPOや自治会などの地域づくりを行う団体との連携、協働により行い、地域における男女共同参画についての理解が浸透するとともに、男女共同参画の基盤づくりの推進が図られている。
- ② 県男女共同参画センターとの協働が終了した後も、協働の相手方である事業実施団

体において継続して実施し、対象地区が拡大するなど、事業の成果が他地域へ波及しつつある。

- ③ 共生・協働の地域コミュニティづくり推進事業の住民ワークショップ等の実施により、参加者に対し、人権意識の醸成や方針決定過程への男女共同参画の重要性についての意識啓発が図られている。また、実施地区における継続的な話し合い活動の結果、地域課題の解決（子育て世代や高齢者への支援等）に向けて、共助による住民の自主的な実践活動がスタートした。
- ④ 平成28年4月1日現在、28市町において79名の男女共同参画地域推進員が設置されており、男女共同参画地域推進員が設置されている市町村数が着実に増加してきているものの、15町村で未設置となっている。

3 今後の方向性・検討事項

- ① 誰もが出番と居場所のある地域づくり活動の促進を図るための事業については、NPO共生・協働・かごしま推進事業において採択される必要があり、実施できない場合もあることから、毎年度実施することができるよう検討する。
- ② 事業成果の他地域への波及を図るとともに、地域社会におけるNPO等の活動の支援を行い、男女共同参画の視点に立ったニーズの把握や課題の解決により、誰もが出番と居場所のある地域づくり活動が促進されるよう支援していく。
- ③ 地域の中で男女共同参画の推進役となる男女共同参画地域推進員については、地域推進員の全市町村での設置や男性の地域推進員の増員を目指し、市町村との連携等により人材の発掘・育成に努めていく。
- ④ 男女共同参画地域推進員を中心に、市町村等と連携して男女共同参画に関する意識啓発を更に進めるとともに、男女共同参画の視点に立った分野横断的なネットワークを構築し、課題解決型実践的活動を推進する。

IV システムの評価（県の推進体制）

◆ 推進体制の充実度

1 評価

- ① 基本計画を推進するに当たっては、副知事を本部長とする県男女共同参画推進本部会議や、県男女共同参画審議会を開催等により、関連施策の進行管理や基本計画の総合的評価の枠組み等が決定されたほか、基本計画に記載されている数値目標の進捗状況の把握や男女共同参画の推進に関する施策に関する申出への対応など、県全体で総合的かつ計画的に取り組を進めることができた。
- ② また、関係課等に設置している男女共同参画推進本部推進員に対する研修の実施や、啓発資料の配布等により、庁内での男女共同参画に対する理解の浸透が図られた。
- ③ 男女共同参画を推進する総合的施設である県男女共同参画センターにおいては、男女共同参画に関する広報・啓発や情報の収集・提供、学習の場の提供を行ったほか、県内各地域で男女共同参画を推進する人材の育成、男女共同参画社会の形成を阻害する行為に関する相談の実施などに取り組んだ。
- ④ これらの推進体制を充実・強化するための取組等の実施により、基本計画に盛り込まれた施策の着実な推進が図られ、県、市町村、県民等が一体となって協働による取組を進めることができた。

2 今後の方向性・検討事項

- ① 男女共同参画社会の形成には、各重点目標において述べた施策を総合的に展開するとともに、あらゆる施策に男女共同参画の視点を反映することが必要である。
また、県の施策のみならず、市町村や民間団体等が連携して県全体で取組を推進していくことが重要である。
- ② このため、取組に当たっては、県男女共同参画推進本部を中心とした推進体制の強化を図るとともに、男女共同参画を推進する総合的施設である県男女共同参画センター機能の充実を図っていく。
- ③ 男女共同参画の推進に関する施策に関する申出への対応については、今後とも制度の周知を図るとともに、関係部局と連携を図りながら適切な処理に努めることとする。
- ④ また、計画に記載されている数値目標の進捗状況については適切に把握するとともに、国の第4次基本計画や中間評価結果を踏まえ、新たに設定すべき数値目標についても検討する。

3 推進体制の充実のための具体的事例

- ① 関係課等に設置している男女共同参画推進本部推進員に対する男女共同参画行政担当者等研修会での研修や、啓発資料の配布等により、男女共同参画に対する理解の浸透を図った。
- ② 「女性の活躍推進」がごしま県民フォーラムを開催し、女性をはじめ多様な人材を活かすダイバーシティを推進し、経営面で成果をあげている先進的企業の講演・事例発表を通して、経営者や管理監督者、従業員等に対しての意識啓発、女性活躍に向けた取組を促進するきっかけづくりとなり、県民フォーラムの開催を契機に、多様な主体による連携体制のための土台づくりとともに、県内で働く女性を対象とした女性ワーキンググループの設置につながっている。

- ③ 県男女共同参画センターにおいて、事業所における男女共同参画やワーク・ライフ・バランス等についての理解促進や、職場における組織風土の改革や固定的性別役割分担意識の解消など意識啓発を図るため、県内企業の事業主や人事・労務管理者等を対象として、女性をはじめとする多様な人材を活用するダイバーシティ・マネジメントについて理解を深めるためのセミナーを開催した。
- ④ 県男女共同参画センターによる小・中学校での学校・家庭・地域が一体となった「子どもたちの男女共同参画学びの広場」や高校での「学校への男女共同参画お届けセミナー」、大学生による「デートDV防止ワークショップ」を実施するなど、若年層に対する啓発に配慮した。
- ⑤ 県男女共同参画センターにおいては、「男の生き方セミナー」（30代、40代の子育て世代の男性を対象）、「50代・60代＊『男のスターティング・ノート』」（定年後に備えこれまでの人生を振り返る）など、センター事業への参加が少ない男性や若い世代等をターゲットとした事業を企画した。
- ⑥ 県男女共同参画センターにおいては、「学校へのお届けセミナー」の拡充や、遠隔地での地域講座の実施など、アウトリーチの充実を図った。

V システムの評価（協働による男女共同参画社会づくりの推進）

◆ 協働による進展度

1 評価

- ① 協働による男女共同参画社会づくりの推進に当たっては、情報や研修機会の提供、広報・啓発等により市町村との連携を図ったほか、街頭キャンペーンや研修会など、事業者やNPO、女性団体との協働により多くの事業を実施した。
- ② 地域において男女共同参画を推進する仕組みとして設置された男女共同参画地域推進員については、平成28年4月1日現在で28市町村に79名が委嘱されており、それぞれの地域で男女共同参画社会の実現に向けて活動する人材が育成された。
- ③ これらの取組等により、市町村においては男女共同参画に関する計画策定や条例制定等が着実に進んできており、また、事業所の従業員や女性団体等に対する男女共同参画についての理解の浸透やNPOのネットワーク化の促進が図られた。
- ④ また、地域推進員の啓発・普及活動などにより、地域における男女共同参画の推進が図られ、県民の男女共同参画に関する理解の浸透が図られた。
- ⑤ 一方で、地域推進員が委嘱されていない地域があり、男性の委嘱者が少ないことから、県内全域での取組及び男性への働きかけを進める必要があるほか、市町村等と地域推進員との連携・協働による取組の促進が課題として挙げられる。
- ⑥ 事業者との協働については、協賛企業等が女性に対する暴力をなくす運動の取組として、パープルリボンツリー設置、ポスター掲示、リーフレット等の設置を行っている。

2 今後の方向性・検討事項

- ① 市町村との連携により男女共同参画を推進するため、市町村に対する情報提供や研修機会の提供などの支援を行うとともに、協働事業の実施など、広報・啓発等について一層の連携強化を図っていく。
- ② 県民や事業者、NPO等との協働による男女共同参画の推進に当たっては、NPO等との協働を図るため、情報交換・情報提供などを通してネットワークづくりを促進するほか、女性団体などそれぞれの団体のもつ自主性・主体性を尊重しつつ、連携してキャンペーンを行うなど、地域への理解の浸透を図っていく。
- ③ 県男女共同参画地域推進員との協働による男女共同参画の推進に当たっては、地域推進員の全市町村での設置や、男性の地域推進員の増員を目指し、市町村との連携等により人材の発掘・育成に努めていくとともに、地域推進員の活動を推進するため、引き続き、連絡会議及び研修会を実施するなど、資質向上に努めるとともに市町村との連携・協働を円滑に行うための支援を行っていく。
- ④ あわせて、地域の多様な団体が連携・協働できる体制を整備するとともに、地域推進員を核として、市町村やNPO、自治会など地域の団体などと連携・協働し、男女共同参画の視点に立って地域や住民の課題を把握し、解決するための実践的活動を進めていくこととする。

3 協働による推進のための具体的事例

- ① 市町村との連携により男女共同参画を推進するため、首長等の集まる会議をはじめ、担当者会議、市町村訪問などあらゆる機会を捉えて、計画策定の意義等について説明を行った。

- ② 事業者との協働により、男女共同参画に関するお届けセミナーや出前講座の実施、コンビニでのDV相談窓口カードの配布、団体との連携によりDVキャンペーンなどを行った。
- ③ 県男女共同参画センターにおいて、毎年度、NPOなどの活動団体情報交換会を開催した。
- ④ 地域において男女共同参画を推進する仕組みとして設置された男女共同参画地域推進員については、平成28年4月1日現在で28市町村に79名が委嘱されており、それぞれの地域で男女共同参画社会の実現に向けて活動する人材が育成された。

VI 数値目標

◆ 数値目標を設定した33項目（うち他の計画の19の数値目標）達成度

1 数値目標

	重点 目標	項 目	策定時	現状	目標値	
			(年度)	(年度)	数値	年度
1	1	「男女共同参画社会」という用語を知っている人の割合	40.5% (H23年度)	72.0% (H28年度)	100%	29
2	1	「県男女共同参画センター」を知っている人の割合	30.7% (H23年度)	30.6% (H28年度)	50%	29
3	1	県において男女共同参画に関する職場研修を実施した所属の割合	— —	100% (H26年度)	100%	26
4	1	男女共同参画計画の策定市町村の割合	51.2% (H23年度)	100% (H28年度)	100%	26
5	2	男女共同参画をテーマにしたセミナーを実施した公立高校の割合	48.0% (H23年度)	77.8% (H27年度)	100%	29
6	3	「女性にやさしい医療機関」の数 ※1	58機関 (H23年度)	64機関 (H28年度)	100機 関以上	34
7	3	「女性の健康サポート薬局」の数 ※1	28薬局 (H23年度)	31薬局 (H28年度)	50薬局 以上	34
8	3	子宮がん検診受診率 (20歳から69歳) ※2	29.5% (H22年度)	28.5% (H26年度)	50%	29
9	3	乳がん検診受診率 (40歳から69歳) ※2	37.7% (H22年度)	42.6% (H26年度)	50%	29
10	3	妊娠11週以内での妊娠の届け出率 ※3	86.6% (H23年度)	89.3% (H26年度)	100%	26
11	3	10代の人工妊娠中絶実施率 (15～19歳人口千対) ※3	6.5 (H23年度)	7.5 (H26年度)	減少さ せる	26
12	3	10代の性感染症の報告数 ※3 (1定点医療機関当たり) ①性器クラミジア感染症 ②淋菌感染症 ③尖圭クラミジア ④性器ヘルペスウイルス感染症	①2.31 ②2.13 ③0.38 ④0.50 (H23年度)	①2.88 ②0.94 ③0.06 ④0.44 (H27年度)	減少さ せる	26
13	3	薬物乱用防止教室の実施率 ※3 (公立小・中学校, 高校)	73.6% (H23年度)	87.6% (H27年度)	80%	26
14	4	「配偶者暴力防止法」(DV防止法)を知っている人の割合	75.3% (H23年度)	84.7% (H28年度)	100%	29
15	4	「配偶者暴力防止計画」(DV防止計画)の策定市町村の割合	16.3% (H23年度)	65.1% (H27年度)	100%	29
16	4	配偶者暴力相談支援センターを設置する市町村の数	1町 (H23年度)	5市町 (H27年度)	5市町	29
17	6	県の審議会等委員への女性の登用率	33.9% (H23年度)	35.6% (H27年度)	40%	29
18	6	管理職任用標準試験の全受験者に占める女性の教職員の割合	18.3% (H23年度)	34.6% (H27年度)	30%	29
19	6	ポジティブ・アクションに取り組む事業所の割合	34.8% (H22年度)	33.6% (H25年度)	40%超	29
20	6	女性農業経営士の認定者数 ※4	341人 (H23年度)	392人 (H27年度)	400人	29
21	7	家族経営協定締結数 ※4	1735戸 (H23年度)	1924戸 (H27年度)	2200 戸	29
22	8	男性の育児休業取得率 ※3	1.4% (H23年度)	2.0% (H27年度)	増加さ せる	26

	重点 目標	項 目	策定時	現状	目標値	
			(年度)	(年度)	数値	年度
23	8	かごしま子育て応援企業登録数 ※3	124社 (H23年度)	315社 (H27年度)	329社	26
24	8	乳幼児の一時預かりを実施する施設数 ※3	109箇所 (H23年度)	197箇所 (H27年度)	152箇所	26
25	8	地域子育て支援拠点の設置数 ※3	72箇所 (H23年度)	84箇所 (H27年度)	79箇所	26
26	8	休日保育を実施する保育所数 ※3	23箇所 (H23年度)	22箇所 (H27年度)	60箇所	26
27	8	放課後児童クラブの設置数 ※3	285箇所 (H23年度)	417箇所 (H27年度)	323箇所	26
28	8	保育所入所待機児童数 ※3	143人 (H23年度)	182人 (H27年度)	0人	26
29	8	延長保育を実施する保育所数 ※3	322箇所 (H23年度)	392箇所 (H27年度)	356箇所	26
30	8	病児・病後児保育を実施する施設数 ※3	18箇所 (H23年度)	28箇所 (H27年度)	38箇所	26
31	8	ファミリー・サポート・センターの設置数 ※3	8箇所 (H23年度)	14箇所 (H27年度)	15箇所	26
32	9	県男女共同参画センターに登録されている男女共同参画の推進に取り組む団体の数	27団体 (H23年度)	39団体 (H27年度)	50箇所	29
33	9	県男女共同参画地域推進員が設置されている市町村の割合	53.5% (H23年度)	65.1% (H27年度)	100%	29

※ 数値目標等が設定されている計画等

※1 「健康かごしま21」〔平成25年度～平成34年度〕

※2 「鹿児島県がん対策推進計画」〔平成25年度～平成29年度〕

※3 「かごしま子ども未来プラン」(鹿児島県次世代育成支援対策行動計画)〔平成22年度～平成26年度〕

※4 農山漁村における男女のパートナーシップの確立に関する指標